下仁田町景観計画

町民みんなでのぞむ下仁田の景観

下仁田
ジオパーク

平成 23 年 9 月
群馬県　下仁田町

は　じ　め　に

群馬県下仁田町は西南部の県域を表わす西毛地域に位置し、約 85%を山林が占め、急峻でありながらも美しい山容が印象的な町であり、清らかな渓流など豊かな自然に恵まれた農山村であります。

西は長野県佐久市及び軽井沢町と隣接する県境の町であり、歴史的にも長野県との深いつながりを持つ地域であります。

特産品としては「下仁田葱」と「蒟蒻」が全国的にもその名をとどろかせ、味、品質とも優れたまさに当地域の自然が生んだ名産品であり、年末の最盛期の頃を中心に出荷時などは大いに賑わいを見せます。

下仁田町は昭和 30 年 3 月における町制施行後、その約２年後に都市計画区域決定をしています。昭和 34 年 7 月には、都市計画道路決定を行った経緯がございますが、未だ殆ど未整備のため昨年度から計画を検証し、新たな町づくりを検討しているところであります。

そもそも都市計画とは「能率的で、住民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする」と定義されるものでありますが、決して日本全国を画一的な町並みで統一することではなく、地域固有の自然や人々の生活が醸し出す空気感をいかに町づくりに活かすかが最も大切であることは言うまでもありません。

とかく都会的な雰囲気や利便性追及が喜ばれる時代が続いてきたように思われますが、近年、地域の魅力を再発見するような「まちづくり手法」の必要性が叫ばれるようになってきたと認識しています。

幸い下仁田町には、自然・歴史・人情など、人々の心の原風景とも呼ぶべき「豊かさ」が多く残り、それらを積極的に活かすことが私たち行政の重要な責務であります。

さらに平成 21 年度から景観計画策定に着手した当町では、平成 22 年度に全世帯及び全中学生へ景観についてのアンケートを実施し、その結果を基に学識経験者をはじめ、町民代表からなる策定委員を通じ意見の集約に努めて参りました。

その内容は、町の単なる側面よりも、より深い部分での議論が進んできたように思われ、そこには、地域住民が長年培ってきた歴史の重みや人々に親しまれてきた山や川といった自然、また、それらに対する慈しみの姿が現れた結果があったように思われます。

下仁田町の特異な地質構造に着目した「ジオパーク構想」は、平成２３年９月５日日本ジオパークに登録され、まさにそれら自然を総合的に把握し、同時に人々の営みをもはかり知ることができるものであると信じています。

また、当町には国指定史跡である「荒船風穴」やかつての宿場町の雰囲気を残す「本宿」があり、これらも重要な景観を持つジオサイトの中に数えられ、後世へ引き継ぐべき重要な資産であります。

良好な景観は行政だけで作りあげるだけのものではありません。開発など、一部の届出義務などを課せる一方、我々にも様々な責務が発生して参ります。

しかし、それらは良好な景観を残す手段の一つであり、それらを通じて自らの文化や風景と再会し、また新たな魅力に出会い、育てることが真の目的であることであることと考えます。

最後に、本計画策定にあたり貴重なご意見をいただきました町民の皆様、並びに熱心にご議論をいただいた策定委員会の皆様に心から敬意と感謝を申し上げます。

平成２３年９月

下仁田町長　**金　井　康　行**

目　次

第１章　景観形成の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 01
１－１ 景観形成における基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 01
１－２ 景観資源の類型化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 02
（１） 景観資源の類型化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 02
（２） 類型別景観資源の現状と特性の整理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 03
（３） 下仁田町の景観特性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 08
１－３ 景観形成の実現に向けて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 09

第２章　景観計画の区域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
２－１ 下仁田町景観計画区域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
２－２ 景観重点区域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
（１） 荒船風穴周辺地区 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
（２） 本宿地区 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第３章　良好な景観形成に関する方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
３－１ 景観形成方針設定の考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
３－２ 景観計画区域の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
（１） みどりの景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
（２） うるおいの景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
（３） 歴史の景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
（４） 生活の景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
（５） にぎわいの景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
３－３ 景観重点区域の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
（１） 荒船風穴周辺地区 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
（２） 本宿地区 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第４章　良好な景観形成のための行為の制限に関する事項 ・・・・・・・・・・ 24
４－１ 届出対象行為基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
４－２ 届出フロー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
４－３ 景観形成基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第５章　景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針 ・・・・・・・・・・・ 42
５－１ 景観重要建造物の指定の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
５－２ 景観重要樹木の指定の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

第６章　良好な景観形成に必要な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
６－１ 景観重要公共施設の整備に関する方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

６－２ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 ・ 47
（１） 基本的事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
（２） 行為の制限に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

第７章　景観まちづくりの推進に向けて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
７－１ 景観まちづくりの推進方策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
（１） 町民、事業者の景観まちづくりに対する取組みの推進 ・・・・・・・・・・・・ 48
（２） 景観まちづくりに向けた施策展開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
７－２ 景観まちづくりの推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
（１） 景観審議会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
（２） 景観整備機構 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
（３） 景観協議会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
（４） 庁内体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

第１章　景観形成の基本的な考え方

１－１　景観形成における基本理念

自分の育ったまちを思い浮かべたときに、まず『まちの風景』が思い描かれる。

景観計画は、こうしたまちの風景を住民が主体となって守るための土台となるものであり、さらには、新たに景観が変化するような開発に備えて、下仁田町らしさを保持していくためのものでもある。また、下仁田町の特長を活かすために、景観重点区域を位置づけ、各地区の景観特性を活かしながら景観まちづくりを進めていくものである。今後、少子高齢化がますます進むことが予想され、空き地や空き家の増加、農地や山林の荒廃化等が懸念される中で、下仁田町では、景観まちづくりをきっかけとしたまちの活性化、ジオパーク等に代表される美しい自然風景の次世代への継承、このまちに住んでいて良かったと思えるような住環境の充実等を目標に景観計画を策定した。

景観計画の基本理念を以下のように設定する。

町民みんなでのぞむ下仁田の景観

１－２　景観資源の類型化

（１）景観資源の類型化

下仁田町の景観をその特性に応じて、「みどりの景」、「うるおいの景」、「歴史の景」、「生活の景」、「にぎわいの景」の５つの類型化を行う。

みどりの景	◎町域の西部を囲う形で妙義荒船佐久高原国定公園に指定され、北部には群馬県立妙義公園があり、妙義山に代表される山や峠を持ち、森林や渓谷などの自然景観を形成している。また、町域の南東部には大山や大崩山など根なし山と呼ばれる山並みを望むことができ、これらの山並みと自然が織り成す景観資源について整理する。
うるおいの景	◎町内には鏑川をはじめとして多くの一級河川が流れており、地形的条件から自然に生み出された峡谷や滝などは観光資源となっている。また、県内の水源地としての役割を担う荒船湖（道平川ダム）は町の水辺拠点としての景観を形成している。これらは人々にうるおいを与えるだけでなく、地域住民の生活に深く関連するものであり、水辺が創出する美しく親しみのある景観資源について整理する。
歴史の景	◎富岡製糸場と絹産業遺産群として、世界遺産暫定一覧表に記載されている荒船風穴を中心として、町内には数多くの文化財が点在している。社寺仏閣に加え、町指定の庚申史跡など、歴史的な景観資源について整理する。
生活の景	◎中心市街地では住宅地や商店街が形成され、その近接地である都市計画区域には小坂、青倉地域をはじめとする集落地があり、都市的景観を形成している。一方、山間地では各集落の周辺に豊かな田園空間が形成され、地形を巧みに利用した棚田も数多く見られる。また、本町は江戸と信州を結ぶ交通の要衝に位置する宿場町として栄えた歴史的背景から、これら市街地と山間地を結ぶ重要な生活路線である国、県道（旧街道）は、個性豊かな沿道景観を形成している。これらを踏まえ町民の生活に関連する景観資源について整理する。
にぎわいの景	◎妙義山や神津・荒船周辺をはじめとする町内の観光地には、年間約 60 万人の観光客が訪れており、下仁田 IC や道の駅など交通拠点が整備されている。また、住民の生活の中心である市街地に形成されている都市的景観や地域に馴染みのある伝統的な祭り行事、地域住民の活性化への取組みなどを踏まえ、にぎわいの創出に係る景観資源について整理する。

（２）類型別景観資源の現状と特性の整理

≪みどりの景≫

－現状と特性－

◎町域の西部を囲う形で妙義荒船佐久高原国定公園に指定され、北部には群馬県立妙義公園がある。このうち、町内には特別保護地区～第３種特別地域が指定されており、妙義山周辺の特別保護地区及び荒船山周辺の第１種特別地域は、限定された範囲の行為のみの許可や現在の風致を極力保護することが必要な地域として厳しい制限が課せられている。また、御場山、神津牧場周辺は第２種特別地域として、特に農林業活動において努めて調整を図るべき地域とされ、工作物の新築や増改築、土石の採掘、土地の形状変更など様々な行為に対して都道府県知事の許可が必要となっている。その他は第３種特別地域に該当し、通常の農林業活動では、原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれの少ない地域として、林業では皆伐を認めている。

◎荒船山、稲含山、大桁山、小沢岳、鹿岳、日暮山、御堂山、物語山、物見山、四ッ又山はぐんま百名山（H16 群馬県）に選定され、これらを含む町内の多くの山に登山道やハイキングコースが整備されており、自然景観、自然環境を体験できる空間となっている。

◎町域の南東部には根なし山と呼ばれる岩山、大山、御岳山、大崩山、川井山の山並みを望むことができるほか、地質遺産を活用した地域社会の活性化を図る機能も有している。

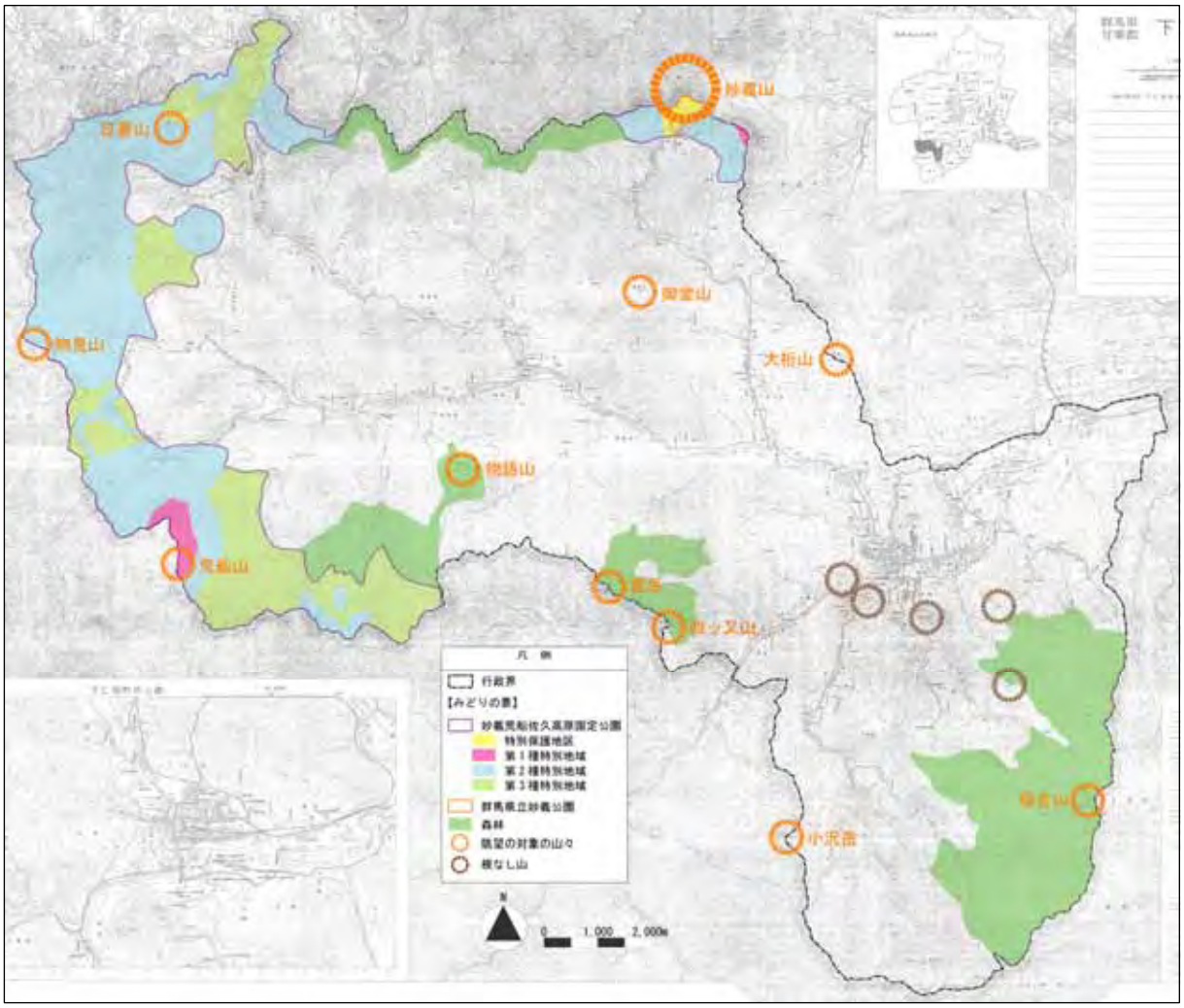

図：類型区分図－みどりの景－

≪うるおいの景≫

－現状と特性－

◎鏑川を主流として横瀬川、栗山川、青倉川、桑本川、平原川、馬居沢川、市野萱川、道平川、相沢川、屋敷川、黒川川、南牧川、入沢川、小坂川といった一級河川が流れている。また、市街地や集落内を流れる水路は、身近な水辺空間として親近感のある風景を形成している。

◎地形的条件から自然に生み出されたはねこし峡や不通渓谷をはじめ、阿唱念の滝や畤田不動の滝などの水辺が創出する美しい景観は、観光資源として活用されている。

◎荒船湖（道平川ダム）は、県内の水源として、また、町の市街地をはじめとする下流域の治水施設として機能しているとともに、町の水辺拠点としての役割を担っている。なお、荒船湖では毎年恒例であるサマーフェスティバルが開催されており、多目的ダムとして地元住民や訪れる観光客にとって交流の場をなっている。

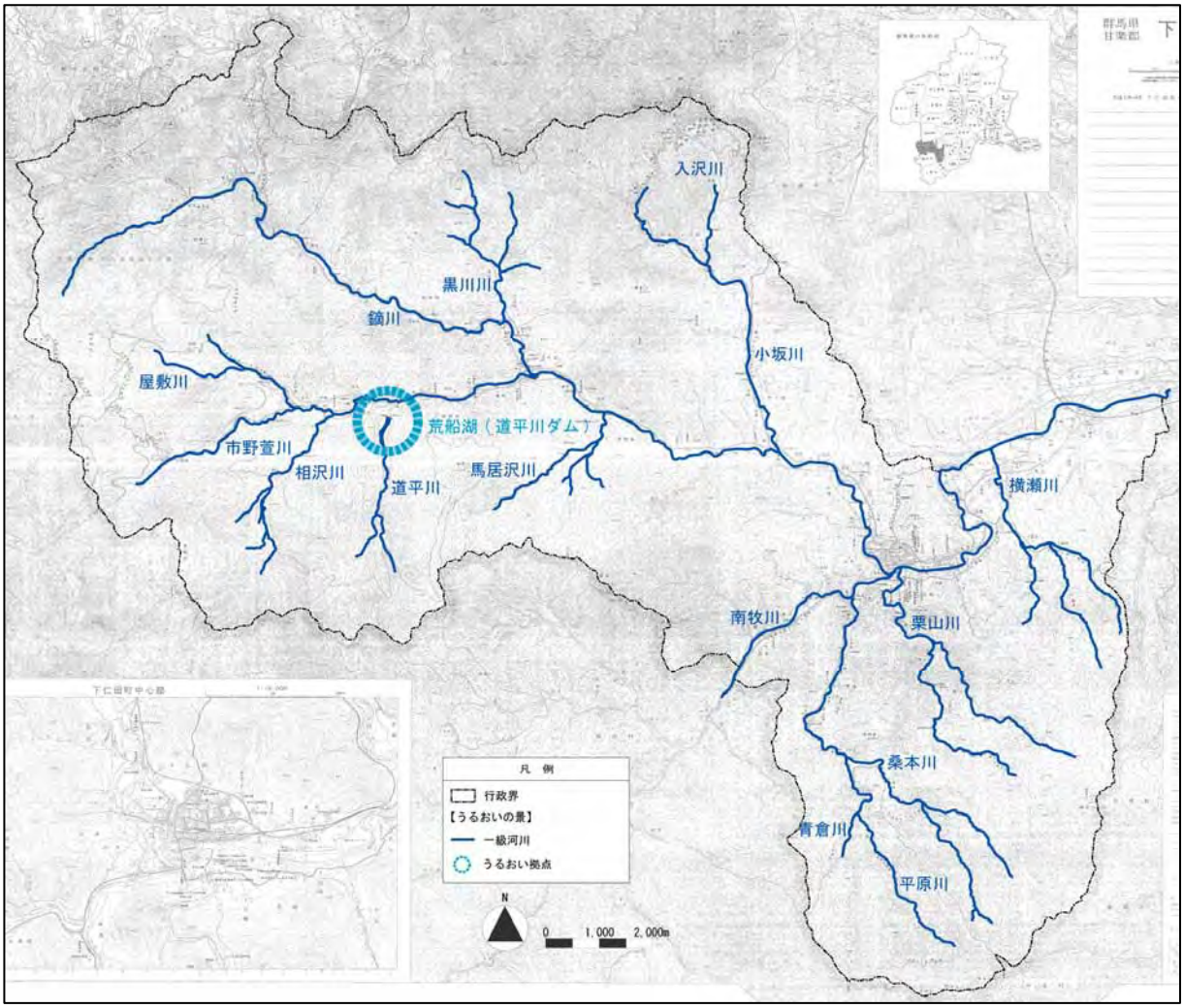

図：類型区分図－うるおいの景－

≪歴史の景≫

－現状と特性－

◎富岡製糸場と絹産業遺産群として、関連資産が世界遺産暫定リストー覧表に記載されており、本町では荒船風穴が含まれている。今後は、世界遺産一覧表への登録へ向けた保存管理計画の策定や世界史的な観点からの位置づけの明確化が求められている。

◎国指定史跡には荒船風穴が指定されているほか、神戸家住宅や里見家住宅、荻野家住宅関連として 12 件が国登録有形文化財に指定されている。また、県指定史跡として 1 件、町指定史跡・重要有形文化財・天然記念物として 22 件が指定されており、観光地の名勝として訪れる人に歴史や文化を継承している。

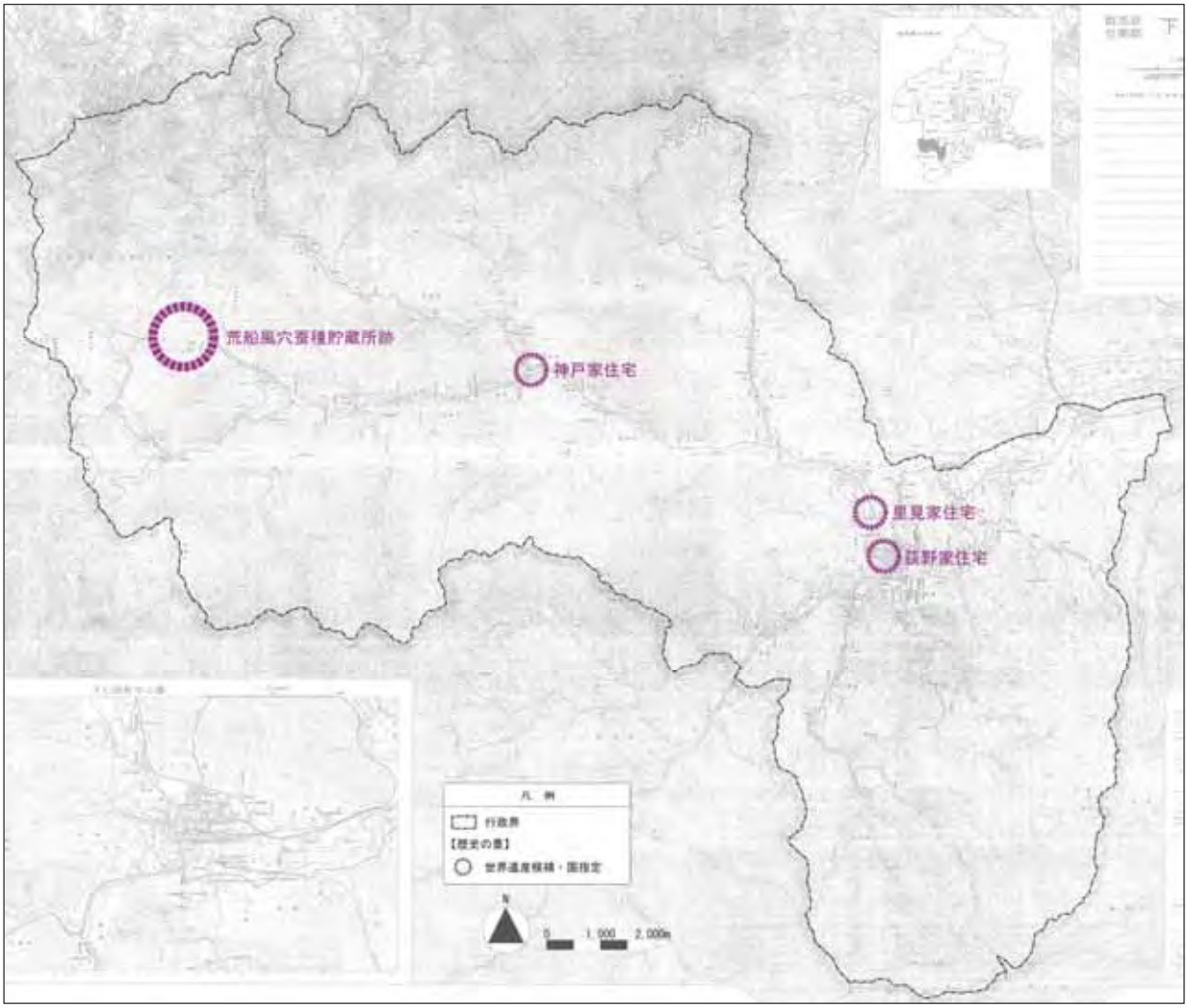

図：類型区分図－歴史の景－

≪生活の景≫

－現状と特性－

◎公共施設の集積度が高い中心市街地では、上信電鉄下仁田駅を中心として周辺には商店街や住宅地が形成されており、これらは住民の日常生活と密接に関連している。また、その外縁部には都市計画区域内の小坂、青倉地域が隣接し、都市的景観が形成されている。

◎山間地では、各集落の周囲に農地が形成され、これらの風景は、ふるさとを感じることのできる景観となっている。また、農地では地形を巧みに利用した棚田が数多く見られ、ふるさとの原風景として親しまれているほか、特色ある農業生産の場として生活に寄与している。

◎市街地と山間地域の集落は、旧街道等の国、県道で結ばれており、町民の重要な生活道路であるとともに、町内の観光施設へのアクセス道路ともなっている。特に、姫街道（国道 254 号～主要地方道下仁田軽井沢線（姫街道もみじライン））は、その歴史的背景から個性豊かな沿道景観を形成している。また、これら道路から見られるみどりの景（山並み）や集落と田園風景なども、沿道景観として重要な景観資源となっている。

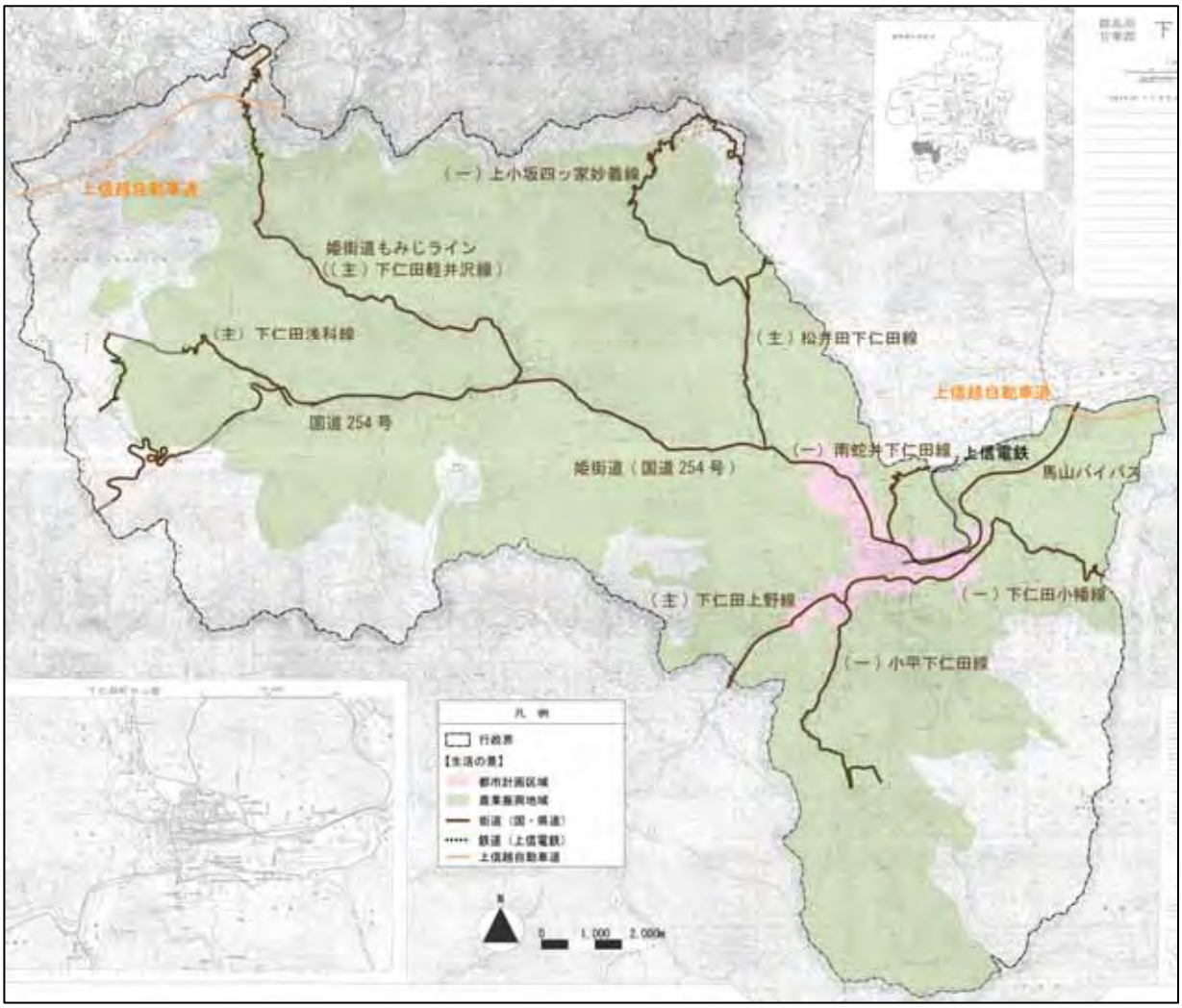

図：類型区分図－生活の景－

≪にぎわいの景≫

－現状と特性－

◎中心市街地は、生活の景であるとともに、市街地部に近接して山や河川が存在しており、都市的景観の中に自然的景観が溶け込んでいる。

◎妙義山や荒船湖周辺などに代表される観光地には、毎年多くの観光客が訪れるなどにぎわいを見せている。特に自動車利用による来訪者に対し、交通の拠点となる下仁田 IC や道の駅が整備されている。

◎本宿地区は、江戸と信州を結ぶ中山道の脇往還（姫街道）の宿場町として栄え、今現在も同街道の沿線で最も多くの古い民家が残り、宿場としての面影を残しており、町内における重要な地域資源、景観資源となっている。

◎本町には、伝統行事や祭りなどの祭事が数多く残っており、主なものとして諏訪神社の祭、鏑神社大祭、荒船神社の祭、蒔田獅子舞などが挙げられる。昔ながらの伝統を継承する場として、また、地域住民の交流の場として重要な地域資源・景観資源となっている。

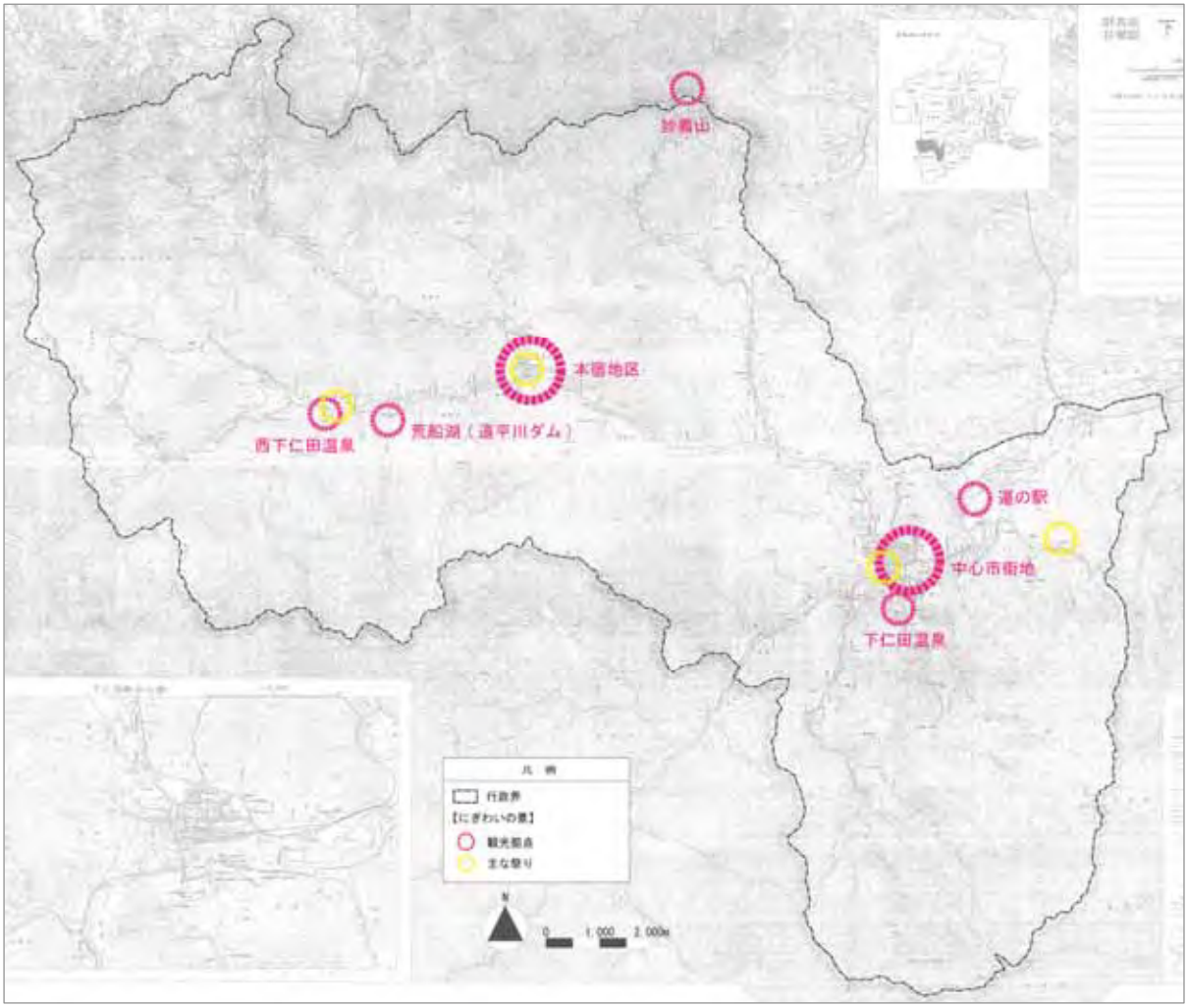

図：類型区分図－にぎわいの景－

（３）下仁田町の景観特性

５つの景観類型（みどりの景、うるおいの景、歴史の景、生活の景、にぎわいの景）から、下仁田町の景観特性図を以下に示す。

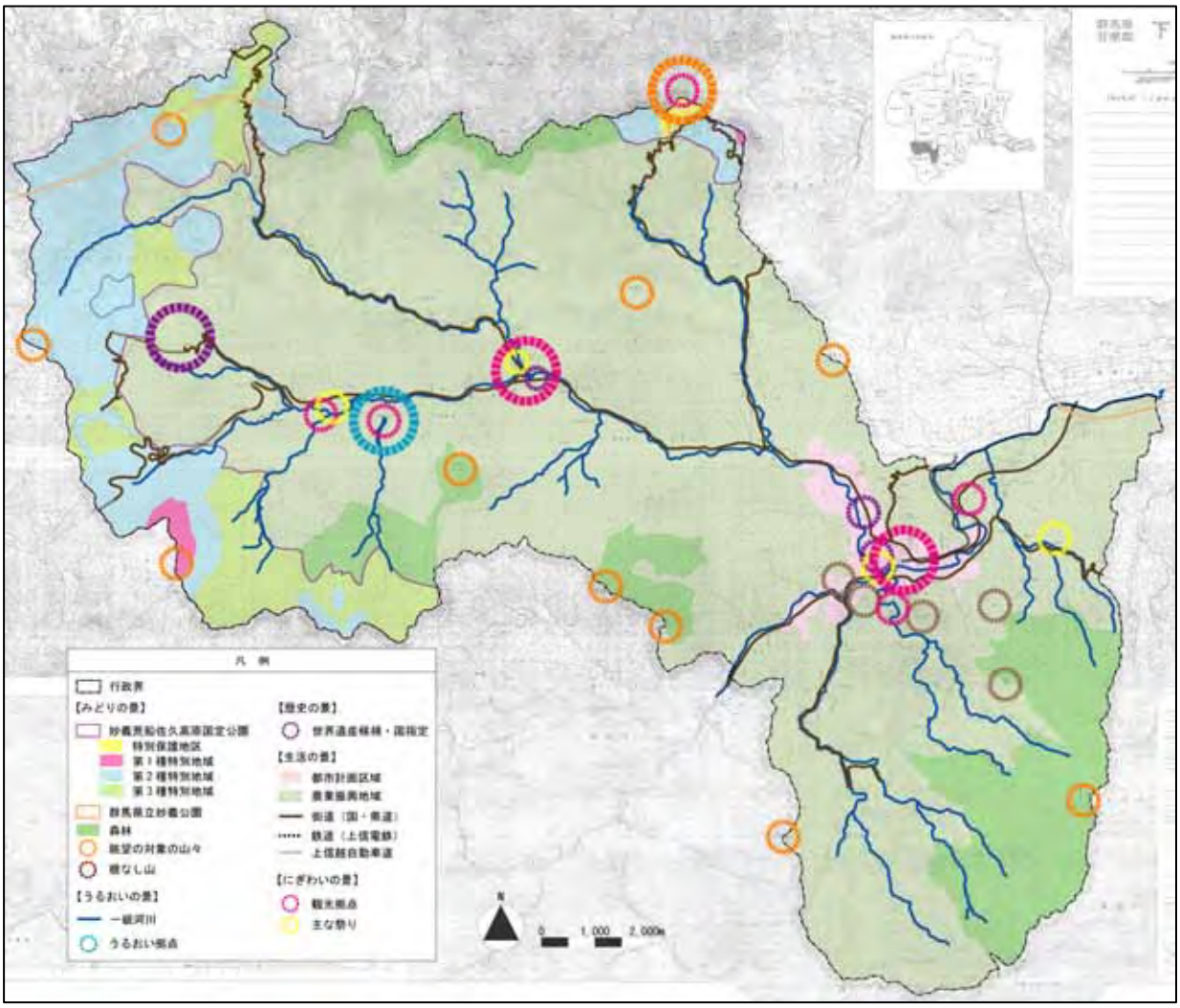

図：景観形成特性図

１－３　景観形成の実現に向けて

下仁田町景観計画にもとづき、本町の良好な景観形成を実現するため、町民、事業者および町が連携・協力し、かつ、それぞれが町の景観形成の主体であることを認識し、それぞれの役割を理解し、積極的に行動していくことが求められる。

（１）町民に期待される役割

町民は、景観形成の最も重要な主体である。そのため、本計画に基づく、良好な景観形成への取組みに関する理解を深め、自らが主体となり、他の主体と連携・協力しつつ、良好な景観形成に取組むことが求められる。

また、町が実施する景観形成に関する施策に協力し、良好な景観形成を推進することが求められる。

（２）事業者に期待される役割

事業者は、本計画に基づく、良好な景観形成への取組みに関する理解を深め、事業活動に際し、良好な景観形成に取組むことが求められる。

また、町が実施する景観形成に関する施策に協力し、良好な景観形成を推進することが求められる。

（３）町に期待される役割

町は、町民や事業者による景観形成の先導役として、本計画に基づく、良好な景観形成を実現するための施策を策定・実施することが必要であり、施策の策定および実施にあたっては、町民および事業者の意向を踏まえながら進める。

町は、町の実施する各種事業において、良好な景観形成に関する先導的な取組みを行う。

また、町民および事業者が主体的に良好な景観形成に取組むことができるように、良好な景観形成に関する情報提供を積極的に行うなど、景観形成に関する意識向上および取組みに対する支援を行う。

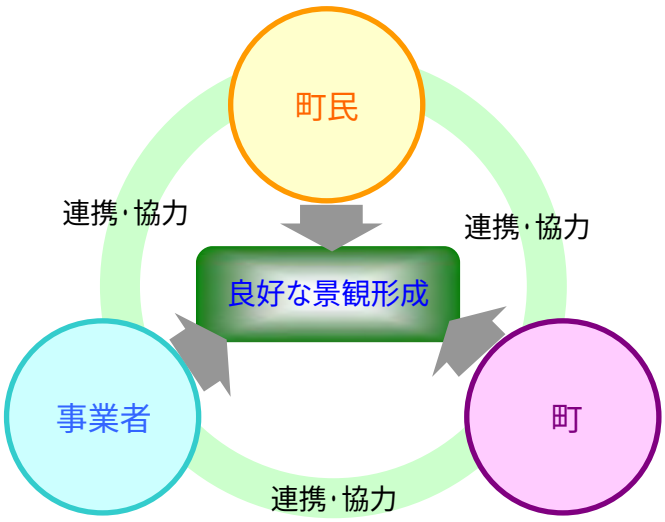

第２章　景観計画の区域

２－１　下仁田町景観計画区域

下仁田町景観計画区域は、下仁田町全域を対象とする。

また、特に重点的に景観形成を図るべき地区として、下記に示す５つの方針に基づき、「荒船風穴周辺地区」および「本宿地区」を景観重点区域として別途指定する。

■景観重点区域の指定方針

方針１	景観まちづくりの意識が高い地区＜町民意向＞
◎良好な景観形成を進めるためには、持続的な各地区の住民の協力が不可欠であり、既に景観まちづくりの取組みを進めている地区、住民の景観まちづくりに対する意識の高い地区を指定する。	

方針２	町民が共通認識を持てる地区＜シンボル性＞
◎下仁田町の特徴を表す景観資源として、町民が共通認識を持てる地区を指定する。	

方針３	特徴的な景観資源のまとまりがある地区＜地域振興＞
◎景観資源の分布にまとまりの見られる地区、特徴的な景観を有しており周囲の景観にも配慮が必要な地区を指定する。	

方針４	景観まちづくりの効果が分かりやすい地区＜街並形成＞
◎景観まちづくりに取組むことで、その効果が目に見て分かりやすい地区、来訪者や町民が集まる地区、沿道や街並みの整備を行う地区を指定する。	

方針５	行政が重点的に施策を進める地区＜重点施策＞
◎行政として重点的に各分野における施策を進める地区、公共投資を行う地区、景観まちづくりを喚起する地区を指定する。	

荒船風穴周辺地区

本宿地区

図：景観計画区域図

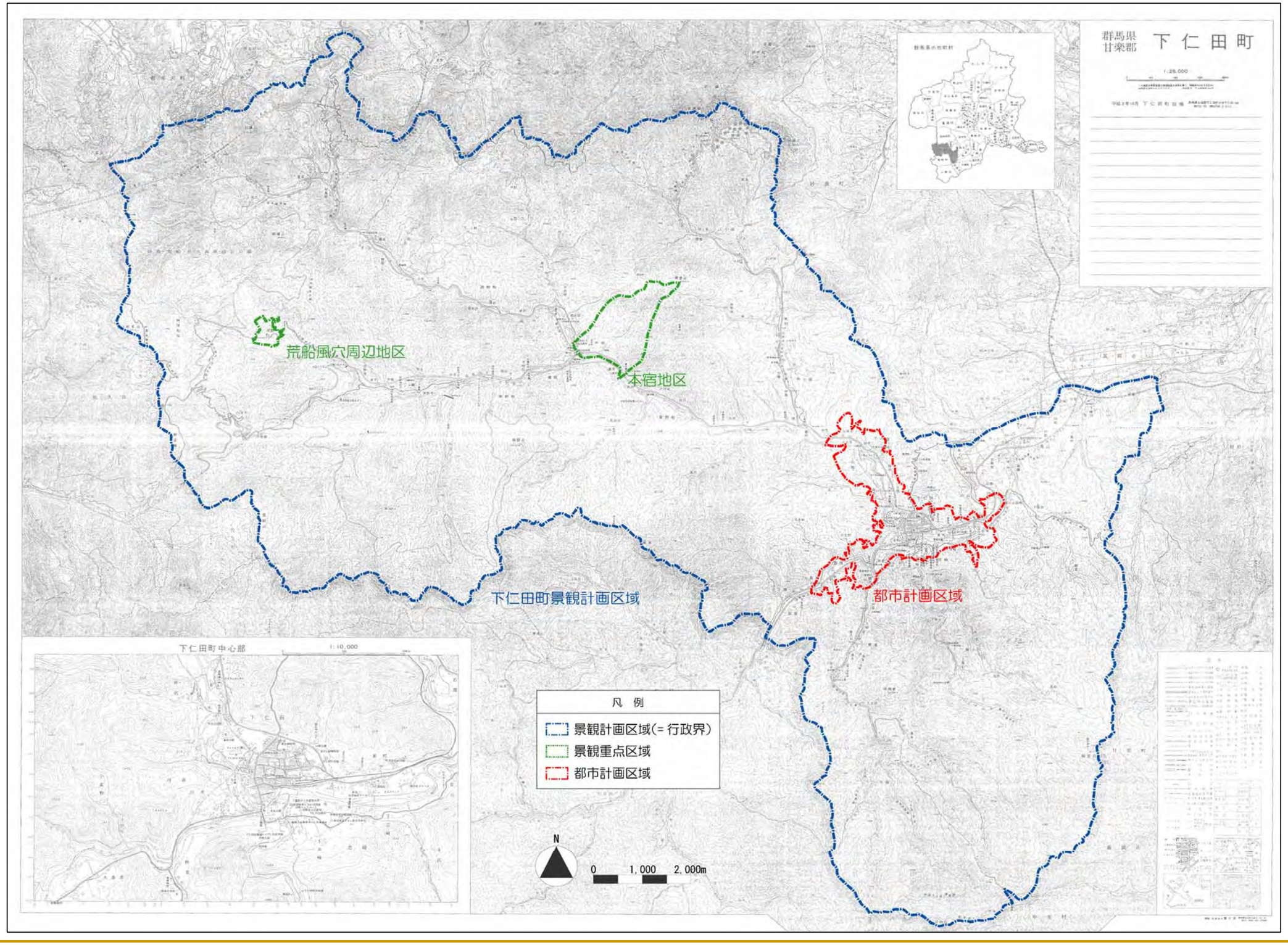
群馬県
甘楽郡
下 仁 田 町
荒船風穴周辺地区
本宿地区
下仁田町景観計画区域
都市計画区域
下仁田町中心部
1:10,000
凡 例
景観計画区域(＝行政界)
景観重点区域
都市計画区域
N
0
1,000
2,000m

２－２　景観重点区域

（１）荒船風穴周辺地区

世界遺産の暫定リストに登録されている歴史資産であり、冷風が吹き出す山あいの風穴を利用して、蚕の卵の保存施設として活用されてきた。なお、貯蔵能力は１１０万枚と国内最大規模であり、養蚕業の歴史を伝える資産として将来に継承するため、景観重点区域の指定を行う。

荒船風穴地区　景観計画区域（景観重点区域）

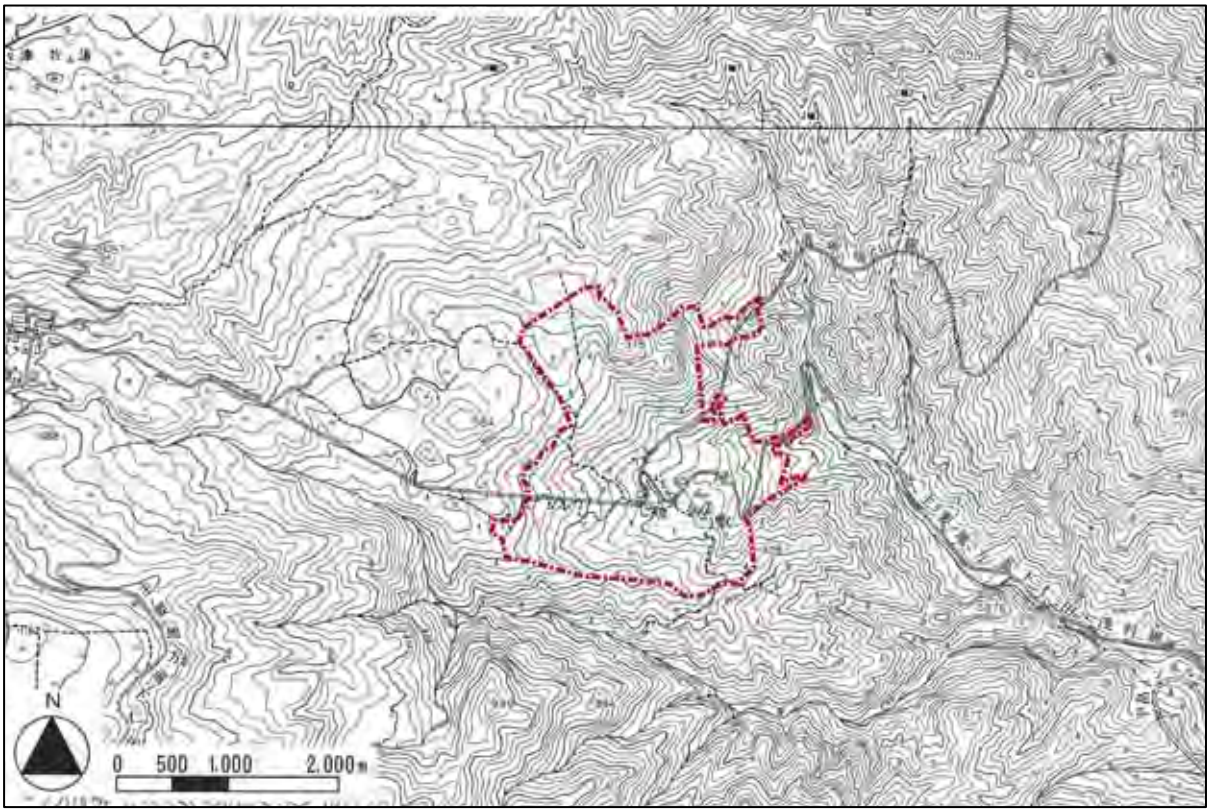

（2）本宿地区

通称「姫街道」と呼ばれている中山道脇往還中信州境に位置する宿場として栄えた姫街道の沿線で最も多くの古い民家が残る場所であり、特徴的な景観を有していることから、周囲の景観にも配慮が必要な地区として景観重点区域の指定を行う。

本宿地区　景観計画区域（景観重点区域）

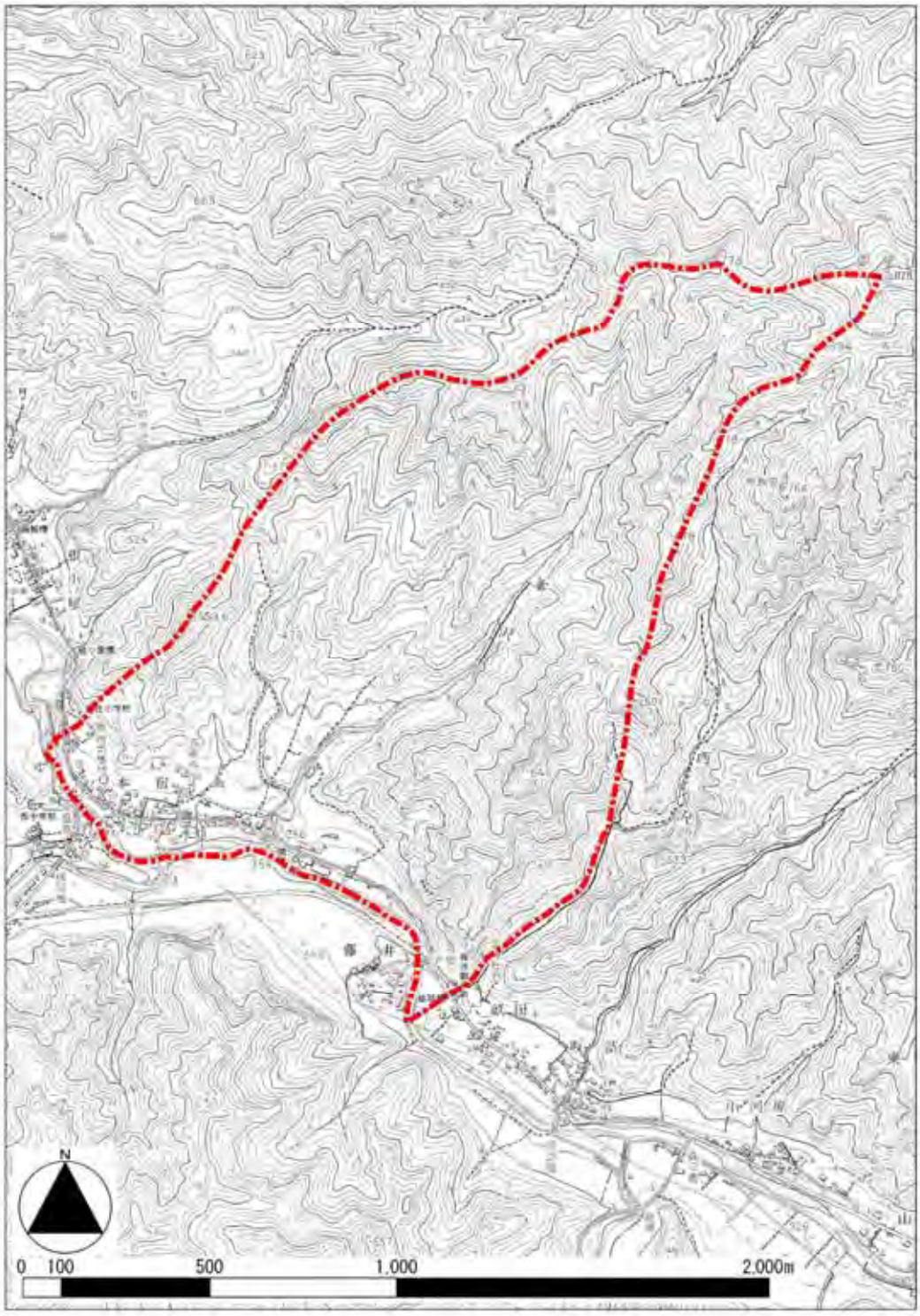

第３章　良好な景観形成に関する方針

３－１　景観形成方針設定の考え方

景観計画の策定にあたり、下仁田町らしい良好な景観形成を進めるため、景観計画の区域を下仁田町全域に定めることとし、その区域の中で、特に重点的に景観形成を図るべき地区として、荒船風穴周辺地区及び本宿地区を景観重点区域として設定する。

よって、景観形成方針については、下仁田町景観計画区域の方針として５つの景観資源の類型化別に設定し、景観重点区域については、上記方針に加え、地区の特性を踏まえた景観形成方針を設定する。

３－２　景観計画区域の方針

－自然・歴史・文化・にぎわいを育む　美しいふるさと景観づくり－

（１）みどりの景

◎良好な山並み景観の保全

妙義山や荒船山などを含み町域の西部を囲う形で妙義荒船佐久高原国定公園が指定され、それらの山並みは、本町を代表する観光資源、ふるさとが感じられる原風景の一つであり、魅力ある眺望景観を創り出している。これらの良好な山並み景観を保全・継承していくために、建築物や工作物、屋外広告物等について、眺望に配慮した景観づくりを進める。

◎自然景観・自然環境を活かした体験空間の整備

小沢岳、四ッ又山、物語山など、これらを含む町内の山々には登山道やハイキングコースが設置され、自然景観・自然環境を体験できる空間となっている。また、大崩山、川井山など、比較的市街地に近い場所には根なし山と呼ばれる山々があり、貴重な地質遺産を学習できる環境にあることから、これらを適切に維持・保全するための整備を検討する。

＜例：妙義荒船佐久高原国定公園＞

＜例：神津牧場＞

＜例：物語山＞

＜例：川井山と周辺集落＞

（2）うるおいの景

◎河川・水辺の潤いある景観づくり

鏑川をはじめ、青倉川や市野萱川、横瀬川などが創り出す河川景観・河川環境は、潤いある景観づくりにかかせない景観資源であるため、これらを適切に維持・保全するとともに、河川や水辺沿いの緑化・修景など、良好な河川・水辺空間の景観づくりのための整備を検討する。

◎水と緑の拠点づくり

荒船湖やその周辺施設、また青岩公園などの河川景観・河川環境を活かした施設は、町民と来訪者との交流の場やレクリエーションの拠点として活用され、今後もその活用が期待されることから、周囲の自然景観と調和した水辺景観の形成のため、適切な維持・管理を実施し、魅力ある拠点づくりを進める。

＜例：鏑川＞

＜例：黒川川＞

＜例：荒船湖（道平川ダム湖）＞

＜例：青岩公園＞

（3）歴史の景

◎史跡・文化財周辺の景観づくり

町内には国指定史跡である荒船風穴をはじめ、様々な史跡・文化財等が国・県・町の指定を受けており、これらは町民のみならず来訪者等に対し、歴史・文化を伝える重要な景観資源・観光資源となっている。こうした資源の魅力をより一層高めるため、周辺の景観づくりを検討する。

◎景観重要建造物や景観重要樹木の指定

貴重な資源を適切に維持・管理し、地域の景観・観光資源として整備の充実を図るため、地域の魅力を印象付ける建造物や樹木について、所有者等の同意が得られるものを景観重要建造物や景観重要樹木に指定し、地域の核となる景観を守るとともに、住民の保護意識の啓発にも努める。

＜例：諏訪神社＞

＜例：清水沢の百庚申＞

（4）生活の景

◎環境に配慮した快適に暮らせる住宅地景観づくり

公共施設の集積度が高い中心市街地では、低層の戸建て住宅を中心とした住宅地や商店街が形成され、都市的景観を形成している。一方、こうした利便性の高い地域であるとともに、根なし山と呼ばれる山々に代表される豊かな自然景観・自然環境が身近にある地域でもある。今後も良好な市街地環境・市街地景観を継続するため、住宅の見え方を意識し、周辺の自然環境と調和した景観づくりを進める。

◎賑わいある商店街の景観づくり

下仁田駅を中心としたその周辺には商店街が形成されており、住民の日常生活と密接に関連しているとともに、来訪者に対して町の顔となる場所である。これらにふさわしい街なか景観を創り出すため、統一したサイン計画や屋外広告物等の適正なコントロール、空き店舗の活用など、歩行者が楽しんで歩ける街なかの景観づくりを進める。

◎良好な田園環境と調和した集落景観の保全・整備

集落地を囲むように形成される棚田や畑地は、本町を示す景観資源として捉え、今後も原風景の一つとして保全・整備するとともに、耕作放棄地や遊休農地の活用を検討する。

◎魅力ある沿道景観の形成

町内の幹線道路は、市街地と山間集落を結ぶ生活道路であるとともに、町内の観光施設へのアクセス道路としての機能も担っている。こうした道路沿道は、本町の景観づくりを進める上で重要な景観資源の一つであるため、沿道の緑化や統一したサイン計画、屋外広告物や資材置場等の適正な誘導など、周辺の環境と調和した秩序ある道路景観づくりを進める。

＜例：中心市街地の街並み＞

＜例：商店街＞

＜例：田園環境と調和した集落景観＞

＜例：国道 254 号＞

＜例：姫街道もみじライン沿道＞
（(主)下仁田軽井沢線）

（５）にぎわいの景

◎魅力ある景観資源の提供

町内には妙義山や荒船湖、各温泉地など様々な景観資源・観光資源が点在し、町への来訪者に対しては、その交通拠点となる下仁田 IC や道の駅しもにた、上信電鉄下仁田駅が整備されている。今後も町民や来訪者等に対し、魅力ある景観・観光資源を提供するために、積極的な資源のＰＲと周辺景観と調和した施設の活用を検討する。

◎伝統文化の継承と景観づくりへの取組み

本町には、伝統行事や祭りなどの祭事が数多く残っており、今後も地域ににぎわいをもたらし、地域住民の交流の場として重要な地域資源・景観資源として伝統文化を継承する。また、景観づくりを町民みんなでのぞみ実践していくため、町民・行政が一体となって町全体で取組む体制の基盤づくりと、景観づくりにおける住民意識向上への取組みを積極的に進める。

＜例：道の駅しもにた＞

＜例：下仁田駅＞

＜例：諏訪神社例大祭＞

（出典：下仁田町）

＜例：下仁田あじさい園（景観づくりへの取組み）＞

（出典：下仁田町ホームページ）

３－３　景観重点区域の方針

ー町の歴史をつむぐ　美しい景観遺産の継承ー

（１）荒船風穴周辺地区

◎近代文化遺産の維持・保全と活用

荒船風穴は、富岡製糸場に関連する絹産業遺産群として、我が国の近代史における産業革命をそのまま形にした産業遺産の一つであり、2010 年２月に国指定文化財（史跡）に指定され、現在、世界文化遺産の登録に向けて、鋭意進められている。同風穴は我が国のみならず、絹産業における歴史を示す景観資源であるため、これらを適切に維持・保全するとともに、周辺に立地する建築物等を適切に誘導し、歴史的産業遺産及びその周辺の景観づくりを進める。

また、将来的には後世に広く伝えていくため、風穴を活用した景観づくりも検討する。

＜荒船風穴＞

＜荒船風穴周辺の風景＞

（２）本宿地区

◎歴史的・伝統的な雰囲気を大切にした街並みづくり

本宿地区は、江戸と信州を結ぶ中山道の脇往還（姫街道）の宿場町として栄え、今現在も伝統的な意匠形態や工法など、同街道の沿線で最も多くの古い民家が残る場所であり、宿場として特徴のある面影を残しているなど、本町の重要な地域資源、景観資源となっている。

今後もこうした歴史的景観資源を維持・保全していくために、建築物や工作物、屋外広告物等の高さ・形態・色彩・意匠などの一定のルールを定め、旧街道沿道としての歴史的・伝統的な雰囲気を大切にした景観づくりを進める。

＜本宿地区（旧街道沿道）＞

＜本宿地区（旧街道沿道後背地）＞

第４章　良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

４－１　届出対象行為基準

良好な景観形成に関する方針を実現するため、景観計画区域全域における建築行為等を対象としてその行為の制限を定める。ここでは、景観計画に定める形態、色彩等の制限を受ける建築物等、その他条例に定める行為に関する届出対象基準を示す。

<table>
<tr><th colspan="2">行　　為</th><th>届出の対象</th></tr>
<tr><td rowspan="6">建築物</td><td>新　築</td><td>○すべて対象</td></tr>
<tr><td>増改築</td><td rowspan="2">○行為に係る床面積 10 ㎡超</td></tr>
<tr><td>移　転</td></tr>
<tr><td>外観の修繕</td><td rowspan="3">○行為に係る面積 10 ㎡超</td></tr>
<tr><td>外観の模様替え</td></tr>
<tr><td>外観の色彩の変更</td></tr>
<tr><td rowspan="13">工作物</td><td colspan="2">以下に示す工作物の新築、増改築、移転、外観の修繕、外観の模様替え、外観の色彩の変更</td></tr>
<tr><td>①さく、塀、擁壁の類</td><td>○高さ 1.5m 超</td></tr>
<tr><td>②電波塔、物見塔、装飾塔の類</td><td rowspan="4">○高さ 5m 超</td></tr>
<tr><td>③煙突、排気塔の類</td></tr>
<tr><td>④高架水槽、冷却塔の類</td></tr>
<tr><td>⑤鉄筋コンクリート、金属製の柱の類</td></tr>
<tr><td>⑥電線路又は空中線系（その支持物を含む）</td><td>○高さ 10m 超</td></tr>
<tr><td>⑦観覧車等の遊戯施設の類</td><td rowspan="6">○高さ 5m かつ築造面積 10m^2 超</td></tr>
<tr><td>⑧アスファルトプラント</td></tr>
<tr><td>⑨自動車車庫用の立体施設</td></tr>
<tr><td>⑩石油等の貯蔵、処理施設</td></tr>
<tr><td>⑪汚水処理施設等の類</td></tr>
<tr><td>⑫彫像、記念碑の類</td></tr>
<tr><td colspan="2">土地の区画形質の変更
地形の外観の変更を伴う鉱物の採掘又は土石等の採取</td><td>○高さ 1.5m かつ面積 300m^2 超</td></tr>
<tr><td colspan="2">屋外における物品の集積又は貯蔵</td><td>○高さ 1.5m かつ面積 100m^2 超</td></tr>
<tr><td colspan="2">木竹の伐採又は植栽</td><td>○面積 1,000m^2 超</td></tr>
</table>

※ただし、以下の事項については、届出の対象から除外される。

①通常の管理行為、軽易な行為【景観法第 16 条第７項第１号】
◎地下に設ける建築物の建築等、工作物の建設等
◎仮設の工作物の建設等
◎次に掲げる木竹の伐採
ａ．除伐、間伐、整枝、木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
ｂ．枯損した木竹や危険な木竹の伐採
ｃ．自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
ｄ．仮植した木竹の伐採
ｅ．測量、実地調査、施設の保守の支障となる木竹の伐採
◎法令に基づく処分による義務の履行として行う行為（例：重要伝統的建造物群保存地区 等）
◎農林漁業を営むために行う行為
②非常災害のため必要な応急措置として行う行為【景観法第 16 条第７項第２号】
③景観行政団体の条例で定める行為【景観法第 16 条第７項第 11 号】

４－２　届出フロー

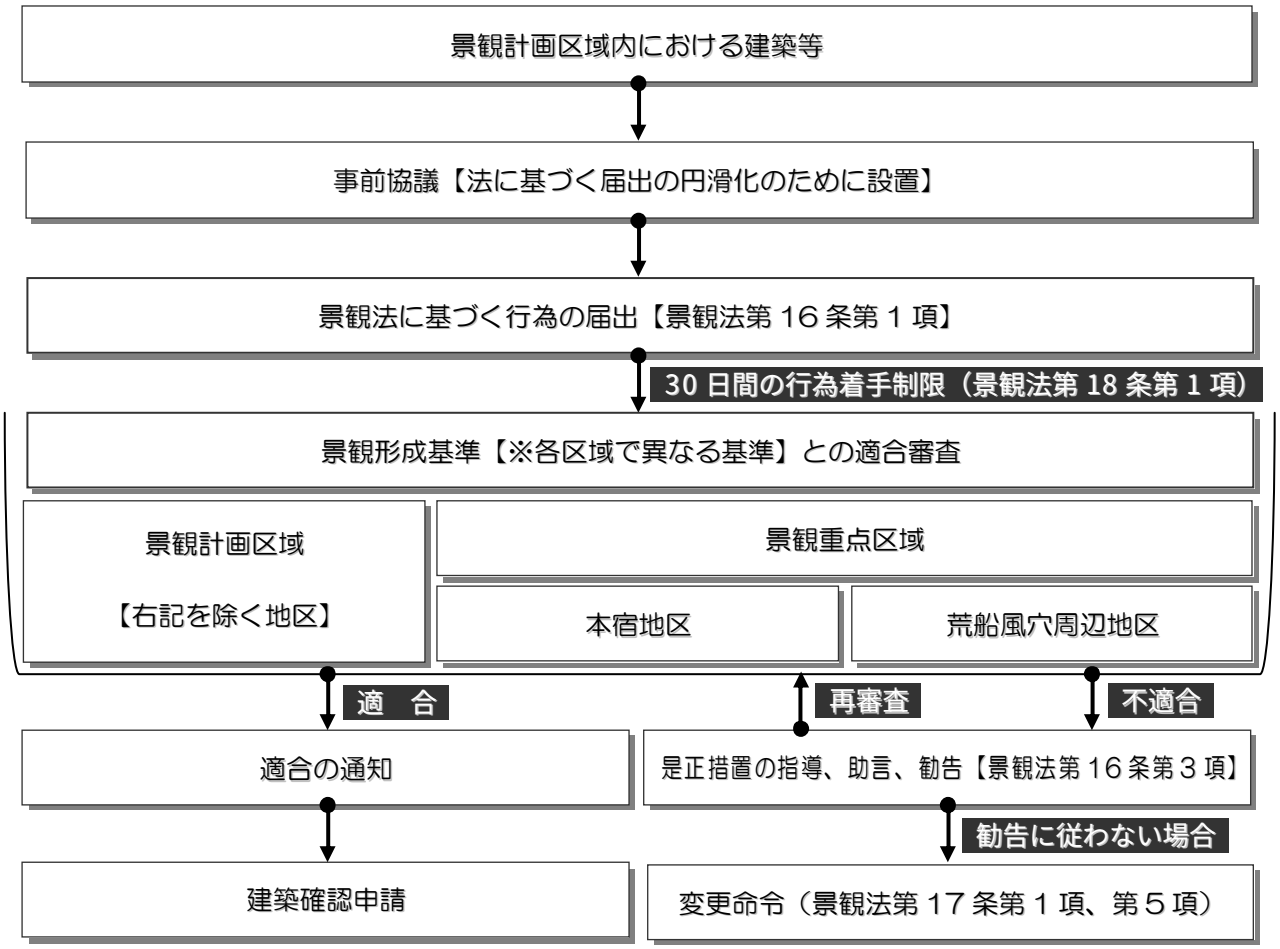

４－３　景観形成基準

良好な景観形成に関する方針を踏まえ、これを実現するため、景観計画区域内におけるほぼすべての建築行為等を対象として、以下の基準を満たすことを要する。

①下仁田町景観計画区域内（※荒船風穴周辺地区、本宿地区を除く。）

対　象	事　項	景観形成基準
建築物	位　置	◎ 樹姿又は樹勢が優れた樹木、水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように配置すること。
	規　模	◎ 周囲の町並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とすること。
	形　態	◎ 周辺の建築物の屋根形状に配慮し、建築物群として良好な景観となるような形状とすること。
	色　彩	◎ 屋根・外壁ともに、彩度９以上の色彩【原色又は原色に限りなく近い色彩】を原則として使用しないこと。ただし、各立面における彩度９以上の使用は、各立面積の 20%以内であれば許容する。 ◎ 基調とする屋根の色彩は、以下の内容とすること。ただし、素材色はこの限りではない。 色相 10Y ～ 色相 10BG（色相 10Y は含まない）：彩度４以下。 色相 10BG ～ 色相 10B（色相 10BG は含まない）：彩度８以下。 色相 10B ～ 色相 10RP（色相 10B は含まない）：彩度４以下。 色相 10RP ～ 色相 10Y（色相 10RP は含まない）：彩度６以下。 無彩色：制限なし。 ◎ 基調とする外壁の色彩は、以下の内容とすること。ただし、素材色はこの限りではない。 色相 10R ～ 色相 10YR（色相 10R は含まない）：彩度８以下。 色相 10YR ～ 色相 10B（色相 10YR は含まない）：彩度６以下。 色相 10B ～ 色相 10PB（色相 10B は含まない）：彩度8以下。 色相 10PB ～ 色相 10R（色相 10PB は含まない）：彩度６以下。 無彩色：制限なし。
	意　匠	◎ 変化のない単調な壁面を避け、周囲との調和に配慮すること。 ◎ 給排水管やダクト等は、道路側の外壁に露出させないように配慮すること。 ◎ 屋上設備は、原則として建築物内に収容することが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、屋根との調和に配慮したデザインとすること。 ◎ 屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体との調和に配慮し、繁雑にならないようにすること。 ◎ 付帯施設は、まちなみ形成に留意した意匠となるように配慮すること。

対　象	事　項	景観形成基準
建築物	素　材	◎ 屋根・外壁ともに、その地域で産出した材料や伝統的に使用されている材料の使用に配慮すること。
	敷地の緑化	◎ 既存の樹木や植物は、剪定等の適切な手入れを行うこと。
	その他	◎ 建築物の移転後の跡地は、周辺の景観との調和に配慮すること。 ◎ 窓ガラスが割れる等の老朽化に伴い、周辺の景観を著しく損ねるものは、補修により配慮すること。
工作物	位　置	◎ 山陵の近傍にあっては、稜線を乱さないようにし、尾根からできる限り低い位置とすること。 ◎ 背景地にある自然景観を損なわないように配慮すること。 ◎ 樹姿又は樹勢が優れた樹木、水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように配置すること。
	規　模	◎ 周囲の町並み及び周辺の自然景観と調和した高さ及び規模とすること。
	形　態	◎ 敷地の境界を囲う場合には、原則として生け垣や防犯性に配慮した高さや形態のブロック塀などを設置すること。
	色　彩	◎ 彩度９以上の色彩【原色又は原色に限りなく近い色彩】を使用しないこと。 ◎ 携帯基地局の鉄塔は、以下の色彩を基調とする。 色相Ｒ・ＹＲ・Ｙ：彩度３以下、明度３以下。 ◎ その他の工作物は、建築物と同様の色彩を基調とする。
	意　匠	◎ まちなみ形成に留意した意匠となるように配慮すること。
	敷地の緑化	◎ 敷地内及び敷地周囲に十分な緑化を行うこと。
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮蔽	◎ 道路等に接する敷地境界からは、遠隔地より集積又は貯蔵を始めること。 ◎ 物品を積み上げる場合には、高さを抑え、周囲に圧迫感を与えないようにすること。 ◎ 周囲の道路から目立つ場合は、遮蔽に配慮した敷地内及び敷地周囲の緑化により、影響の軽減を行うこと。
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取	遮蔽及び事後の措置	◎ 鉱物の掘採や土石等の採取を行う際に、周囲の道路から目立つ場合は、遮蔽に配慮した前面の緑化や遮蔽樹林などによる影響の軽減を行うこと。 ◎ 掘採又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行うこと。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	◎ 法面及び擁壁は、周辺景観との調和に配慮し、前面の緑化や遮蔽樹林等による影響の軽減を行うこと。 ◎ 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全すること。

図：下仁田町景観計画区域内（※荒船風穴周辺地区、本宿地区を除く。）の色彩基準

5R

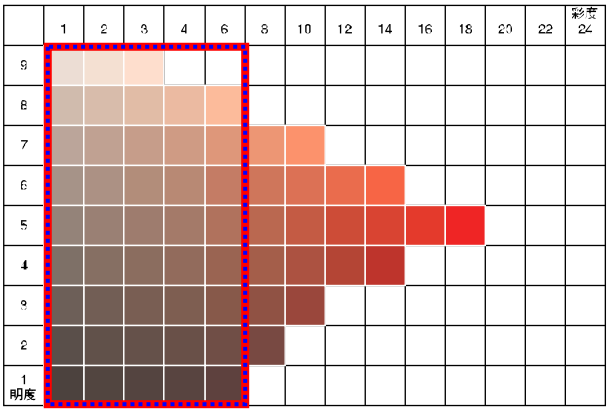

5YR

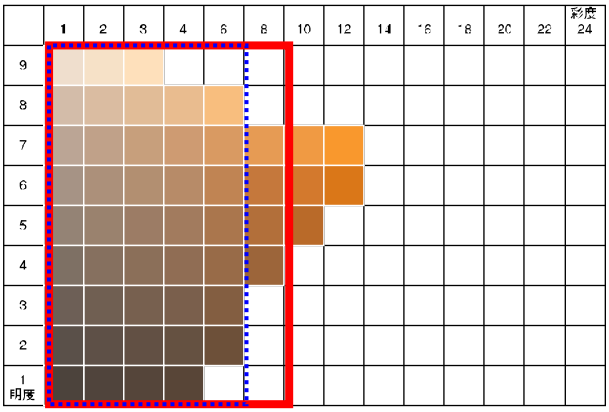

5Y

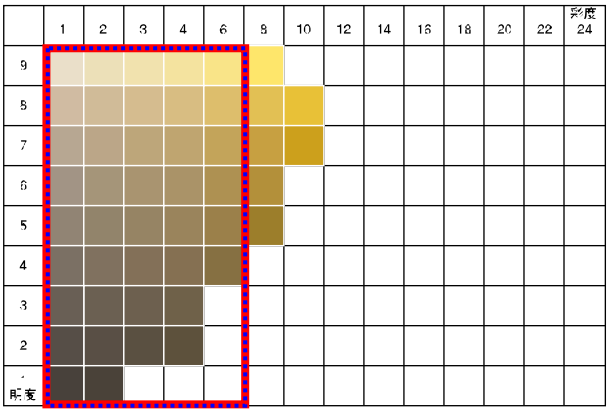

5GY

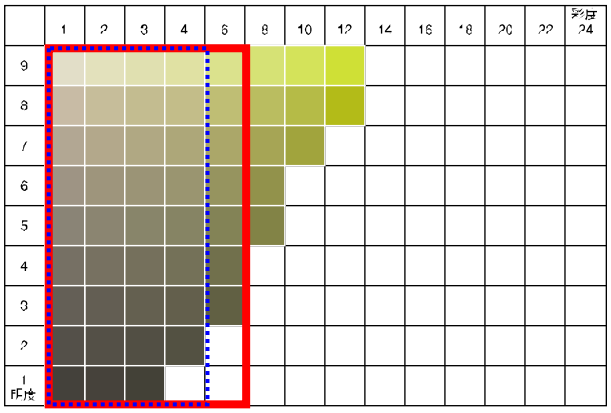

5G

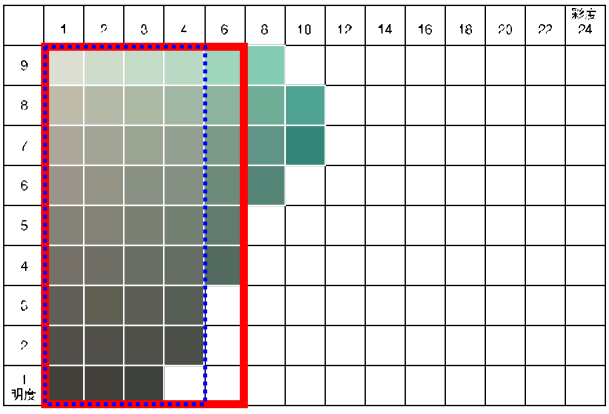

5BG

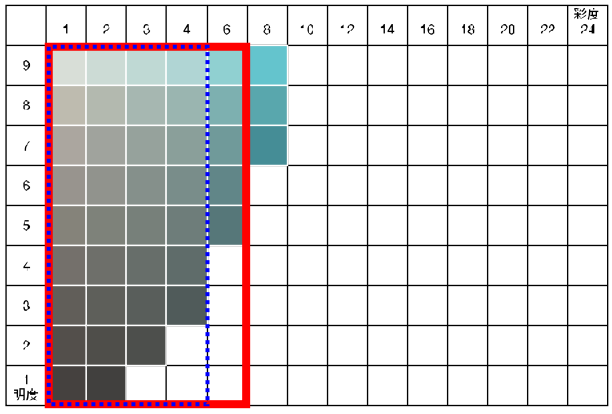

屋根に使用する色彩の推奨範囲

外壁に使用する色彩の推奨範囲

※代表的な色相別の制限基準を示している。

5B

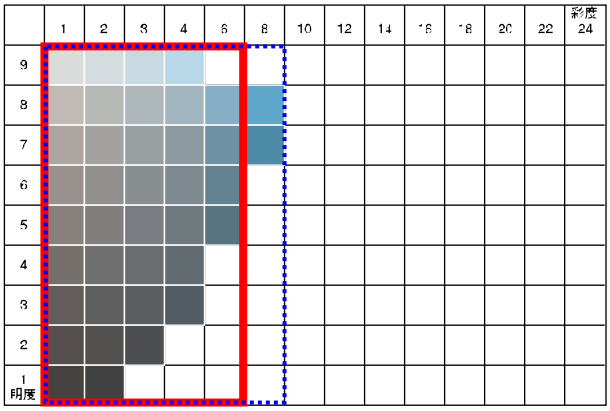

5PB

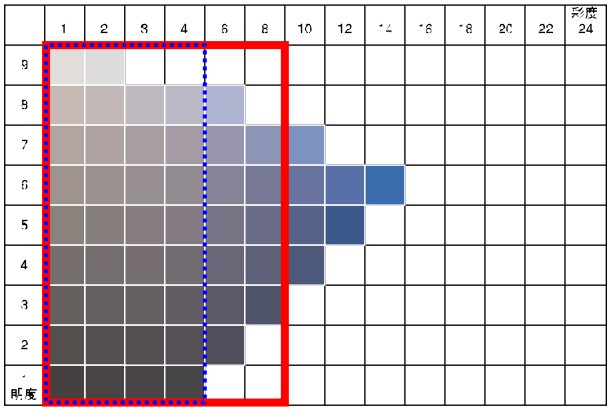

5P

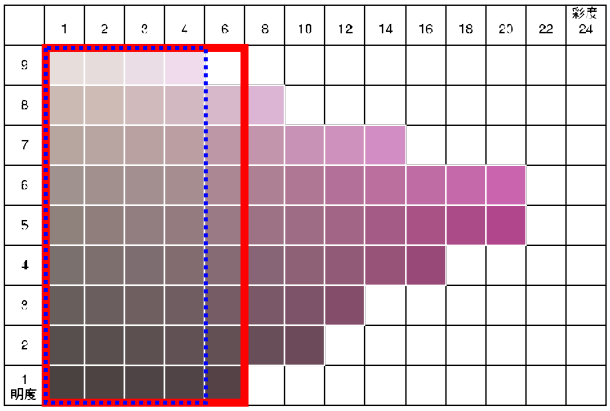

5RP

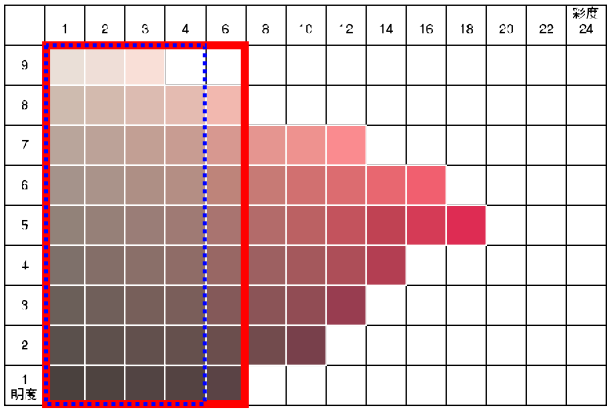

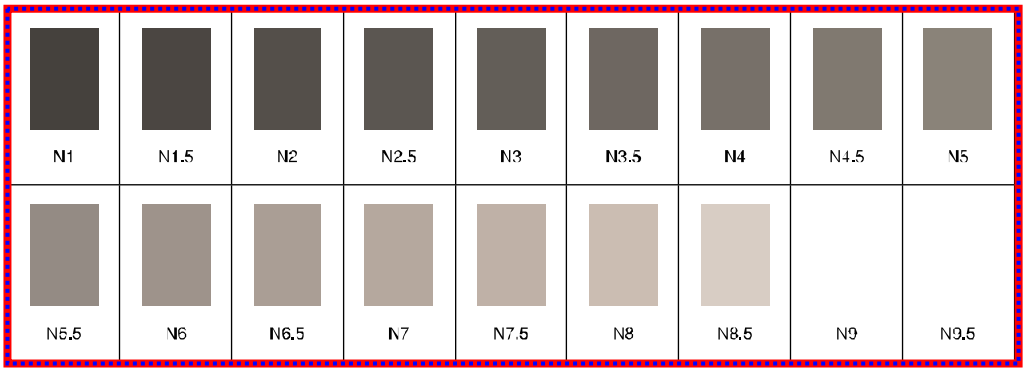

屋根に使用する色彩の推奨範囲

外壁に使用する色彩の推奨範囲

※代表的な色相別の制限基準を示している。

②景観重点区域【荒船風穴周辺地区】

対　象	事　項	景観形成基準
建築物	位　置	◎ 樹姿又は樹勢が優れた樹木、水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように配置すること。
	規　模	◎ 高さは 10m を超えないように配慮すること。
	形　態	◎ 周辺の建築物の屋根形状に配慮し、建築物群として良好な景観となるような形状とすること。
	色　彩	◎ 屋根・外壁ともに、彩度９以上の色彩【原色又は原色に限りなく近い色彩】を原則として使用しないこと。 ◎ 基調とする屋根の色彩は、以下の内容とすること。ただし、素材色はこの限りではない。 色相 10YR ～ 色相 10RP（色相 10YR は含まない）：彩度２以下。 色相 10RP ～ 色相 10YR（色相 10RP は含まない）：彩度３以下。 無彩色：制限なし。 ◎ 基調とする外壁の色彩は、以下の内容とすること。ただし、素材色はこの限りではない。 色相 10R ～ 色相 10YR（色相 10R は含まない）：彩度６以下。 色相 10YR ～ 色相 10Y（色相 10YR は含まない）：彩度４以下。 色相 10Y ～ 色相 10R（色相 10Y は含まない）：彩度２以下。 無彩色：制限なし。
	意　匠	◎ 給排水管やダクト等は、道路側の外壁に露出させないように配慮すること。 ◎ 屋上設備は、原則として建築物内に収容することが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、屋根との調和に配慮したデザインとすること。 ◎ 屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体との調和に配慮し、繁雑にならないようにすること。 ◎ 付帯施設は、まちなみ形成に留意した意匠となるように配慮すること。 ◎ 建具や格子枠等の工夫により、変化のない単調な壁面を避け、周囲との調和に配慮すること。
	素　材	◎ 屋根・外壁ともに、その地域で産出した材料や伝統的に使用されている材料の使用に配慮すること。
	敷地の緑化	◎ 既存の樹木や植物は、剪定等の適切な手入れを行うこと。 ◎ 豊かな自然景観を形成するため、敷地内道路側の植樹や植栽に配慮すること。
	その他	◎ 建築物の移転後の跡地は、周辺の景観との調和に配慮すること。 ◎ 窓ガラスが割れる等の老朽化に伴い、周辺の景観を著しく損ねるものは、補修により配慮すること。

対　象	事　項	景観形成基準
工作物	位　置	◎ 山陵の近傍にあっては、稜線を乱さないようにし、尾根からできる限り低い位置とすること。 ◎ 背景地にある自然景観を損なわないように配慮すること。 ◎ 樹姿又は樹勢が優れた樹木、水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように配置すること。
	規　模	◎ 高さは 10m を超えないように配慮すること。
	形　態	◎ 敷地の境界を囲う場合には、ブロック塀の使用は避け、原則として生け垣や金網フェンスへのツル性植物等による緑化に配慮すること。
	色　彩	◎ 彩度９以上の色彩【原色又は原色に限りなく近い色彩】を使用しないこと。 ◎ 携帯基地局の鉄塔は、以下の色彩を基調とする。 色相Ｒ・ＹＲ・Ｙ：彩度３以下、明度３以下。 ◎ その他の工作物は、建築物と同様の色彩を基調とする。
	意　匠	◎ まちなみ形成に留意した意匠となるように配慮すること。
	敷地の緑化	◎ 敷地内及び敷地周囲に十分な緑化を行うこと。
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮蔽	◎ 周囲の道路から見えないように、遮蔽に配慮した敷地内及び敷地周囲の緑化を行うこと。
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取	遮蔽及び事後の措置	◎ 鉱物の掘採や土石等の採取を行う際には、道路側から見えにくいように、遮蔽に配慮した前面の緑化や遮蔽樹林などを行うこと。 ◎ 掘採又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行うこと。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	◎ 法面及び擁壁は、周辺景観との調和に配慮し、前面の緑化や遮蔽樹林等による影響の軽減を行うこと。 ◎ 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全すること。
木竹の伐採又は植栽		◎ 木竹の樹種、樹齢、樹形、生態系等を考慮し、価値の高いものや地域のシンボルとして親しまれているものは伐採しない。やむを得ず伐採する必要が生じる場合は、必要最低限の伐採に留めること。 ◎ 植栽の際には周辺の植生に適した樹種を選択すること。

③景観重点区域【本宿地区】

対　象	事　項	景観形成基準
建築物	位　置	◎ 樹姿又は樹勢が優れた樹木、水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように配置すること。 ◎ 壁面の位置は連続性の維持に配慮する。
	規　模	◎ 周囲の町並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とすること。
	形　態	◎ 周辺の建築物の屋根形状に配慮し、建築物群として良好な景観となるような形状とすること。 ◎ 軒先の高さを揃えることで、沿道景観に配慮すること。
	色　彩	◎ 屋根・外壁ともに、彩度 9 以上の色彩【原色又は原色に限りなく近い色彩】を原則として使用しないこと。 ◎ 基調とする屋根の色彩は、以下の内容とすること。ただし、素材色はこの限りではない。 色相 10YR～色相 10RP（色相 10YR は含まない）：彩度２以下。 色相 10RP ～ 色相 10YR（色相 10RP は含まない）：彩度３以下。 無彩色：制限なし。 ◎ 基調とする外壁の色彩は、以下の内容とすること。ただし、素材色はこの限りではない。 色相 10R ～ 色相 10YR（色相 10R は含まない）：彩度６以下。 色相 10YR ～ 色相 10Y（色相 10YR は含まない）：彩度４以下。 色相 10Y ～ 色相 10R（色相 10Y は含まない）：彩度２以下。 無彩色：制限なし。
	意　匠	◎ 給排水管やダクト等は、道路及び河川側の外壁に露出させないように配慮すること。 ◎ 屋上設備は、原則として建築物内に収容することが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、屋根との調和に配慮したデザインとすること。 ◎ 屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体との調和に配慮し、繁雑にならないようにすること。 ◎ 付帯施設は、まちなみ形成に留意した意匠となるように配慮すること。 ◎ 建具や格子枠等の工夫により、変化のない単調な壁面を避け、周囲との調和に配慮すること。
	素　材	◎ 屋根・外壁ともに、その地域で産出した材料や伝統的に使用されている材料の使用に配慮すること。
	敷地の緑化	◎ 既存の樹木や植物は、剪定等の適切な手入れを行うこと。
	その他	◎ 建築物の移転後の跡地は、周辺の景観との調和に配慮すること。 ◎ 窓ガラスが割れる等の老朽化に伴い、周辺の景観を著しく損ねるものは、補修により配慮すること。

対　象	事　項	景観形成基準
工作物	位　置	◎ 山陵の近傍にあっては、稜線を乱さないようにし、尾根からできる限り低い位置とすること。 ◎ 背景地にある自然景観を損なわないように配慮すること。 ◎ 樹姿又は樹勢が優れた樹木、水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように配置すること。
	規　模	◎ 周囲の町並み及び周辺の自然景観と調和した高さ及び規模とすること。
	形　態	◎ 敷地の境界を囲う場合には、ブロック塀の使用は避け、原則として生け垣や板塀などを設置すること。
	色　彩	◎ 彩度９以上の色彩【原色又は原色に限りなく近い色彩】を使用しないこと。 ◎ 携帯基地局の鉄塔は、以下の色彩を基調とする。 色相Ｒ・ＹＲ・Ｙ：彩度３以下、明度３以下。 ◎ その他の工作物は、建築物と同様の色彩を基調とする。
	意　匠	◎ まちなみ形成に留意した意匠となるように配慮すること。
	敷地の緑化	◎ 敷地内及び敷地周囲に十分な緑化を行うこと。
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮蔽	◎ 周囲の道路や河川から見えないように、遮蔽に配慮した敷地内及び敷地周囲の緑化を行うこと。
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取	遮蔽及び事後の措置	◎ 鉱物の掘採や土石等の採取を行う際には、道路側から見えにくいように、遮蔽に配慮した前面の緑化や遮蔽樹林などを行うこと。 ◎ 掘採又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行うこと。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	◎ 法面及び擁壁は、周辺景観との調和に配慮し、前面の緑化や遮蔽樹林等による影響の軽減を行うこと。 ◎ 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全すること。

図：景観重点区域（荒船風穴周辺地区、本宿地区）の色彩基準

5R

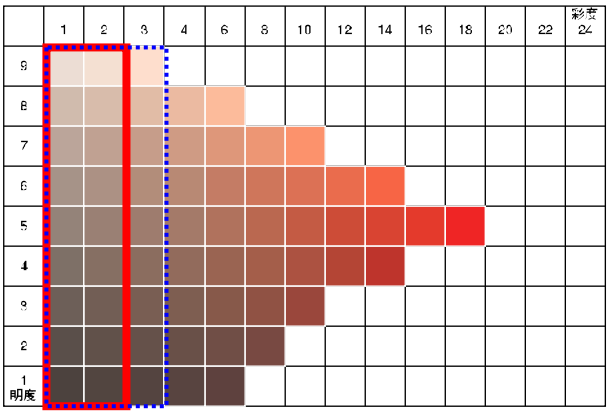

5YR

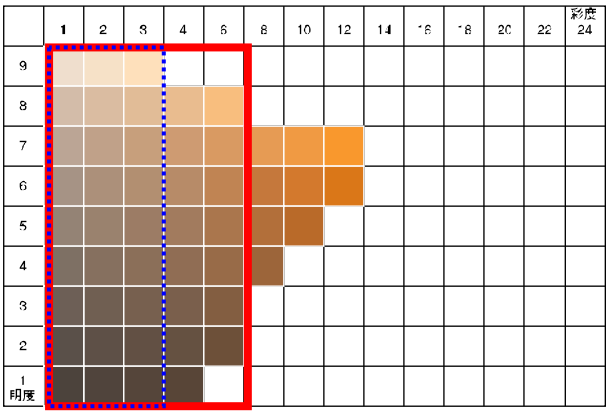

5Y

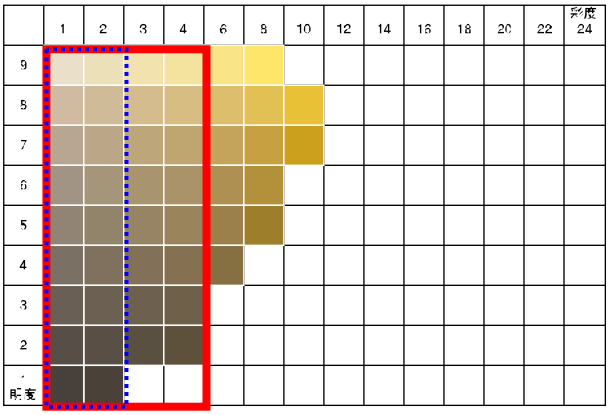

5GY

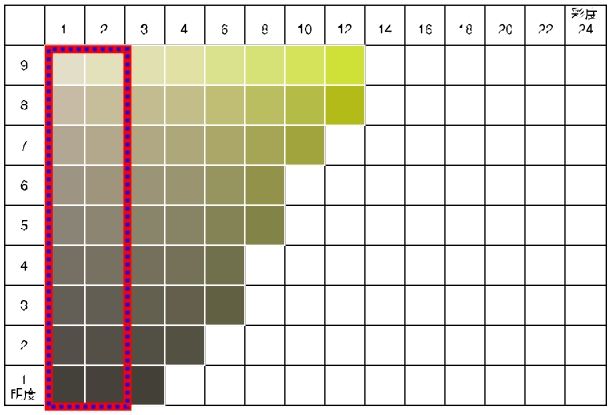

5G

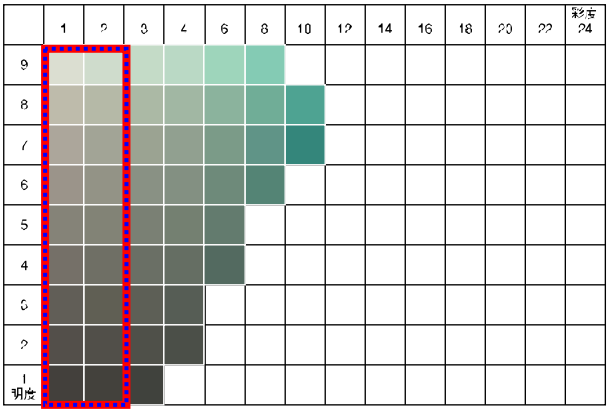

5BG

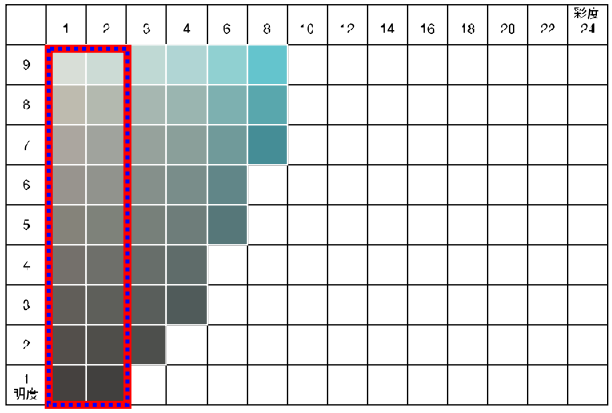

屋根に使用する色彩の推奨範囲

外壁に使用する色彩の推奨範囲

※代表的な色相別の制限基準を示している。

5B

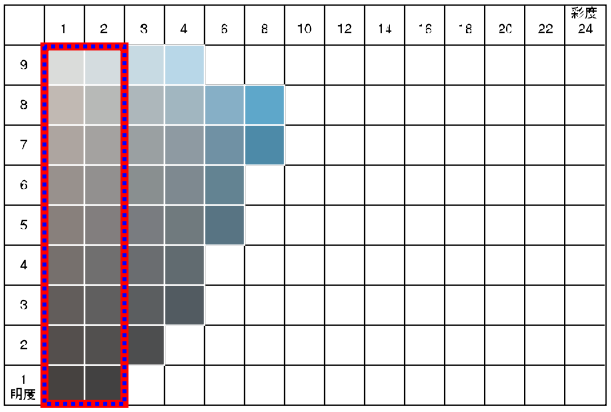

5PB

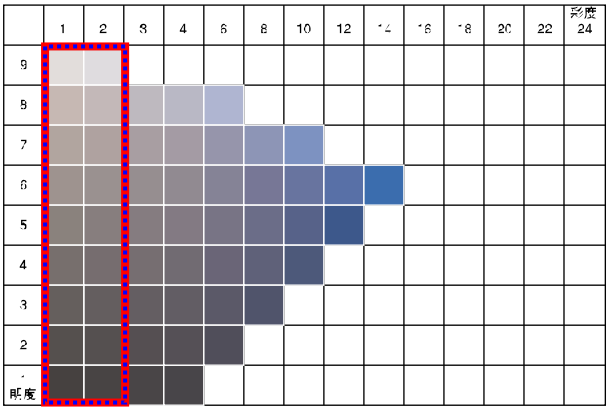

5P

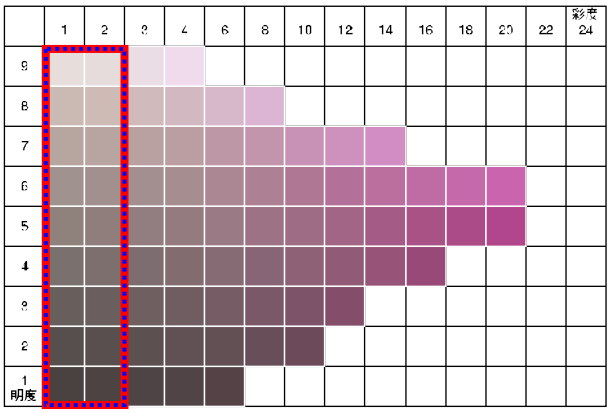

5RP

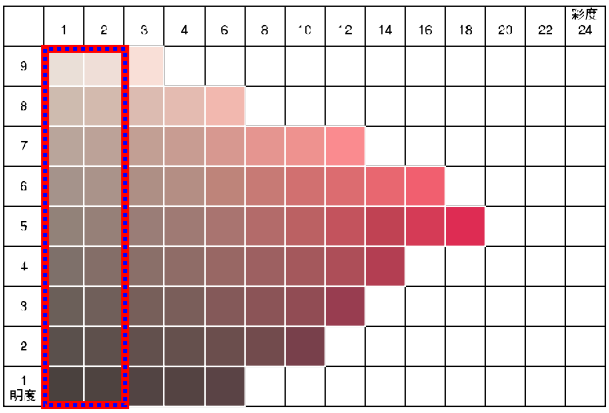

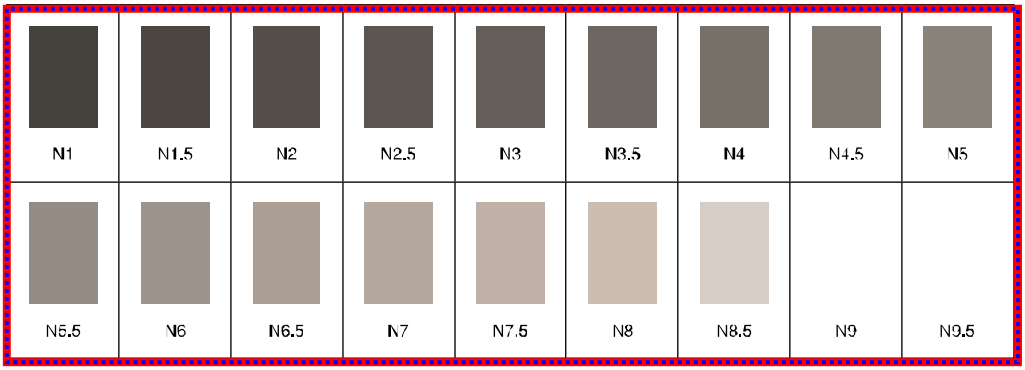

屋根に使用する色彩の推奨範囲

外壁に使用する色彩の推奨範囲

※代表的な色相別の制限基準を示している。

図：景観形成のイメージ

■景観計画区域（荒船風穴周辺地区、本宿地区を除く）

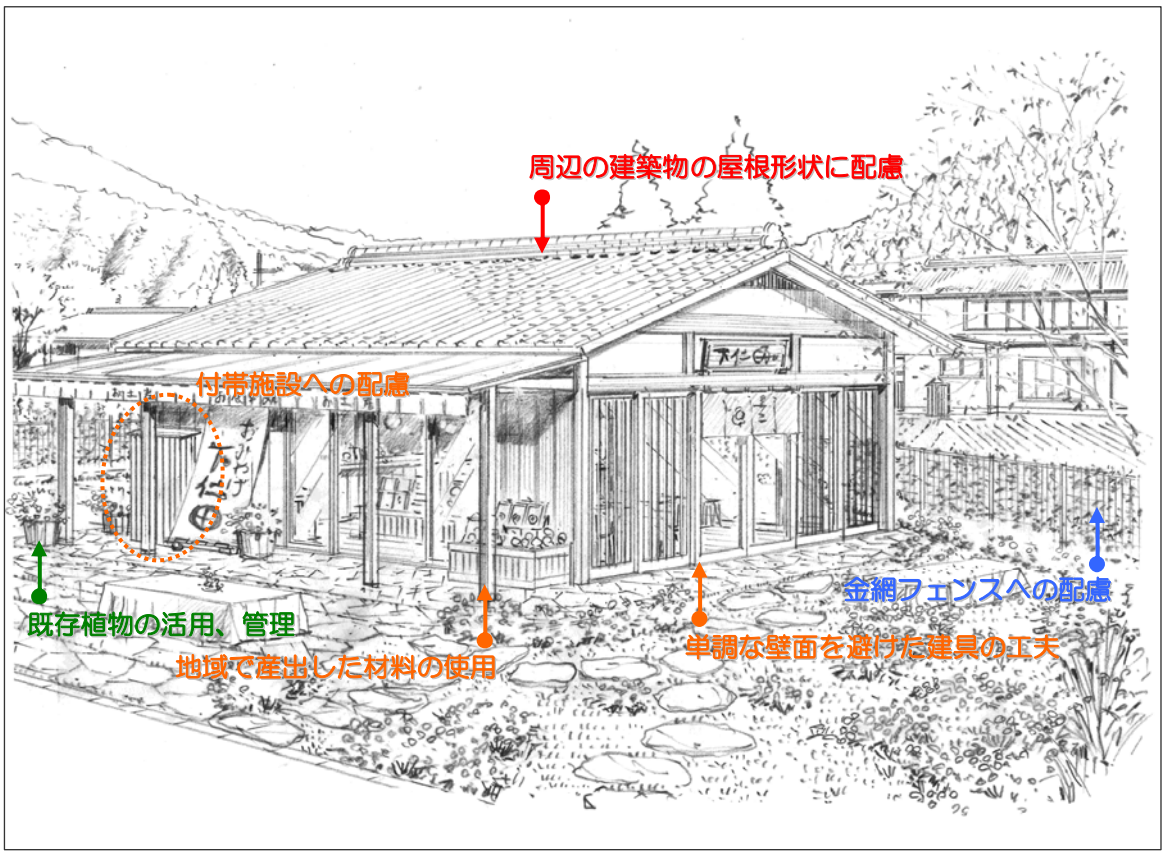

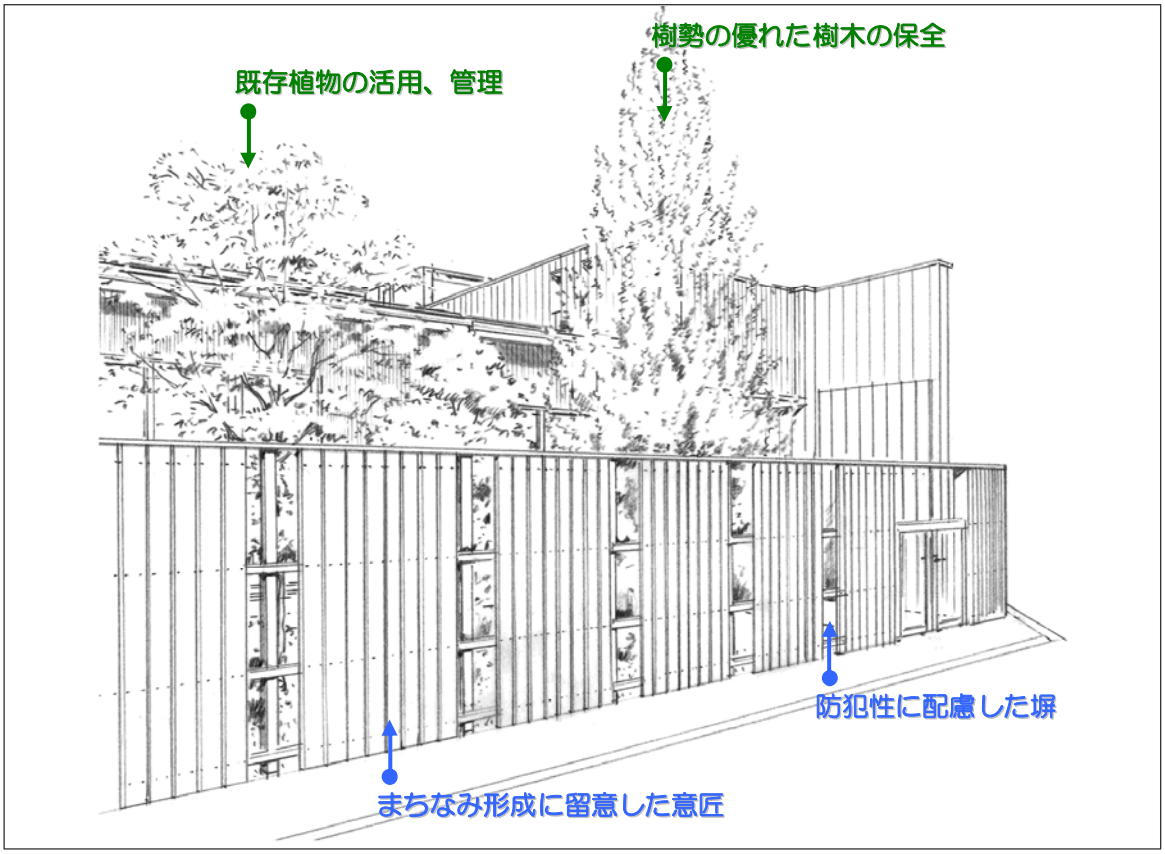

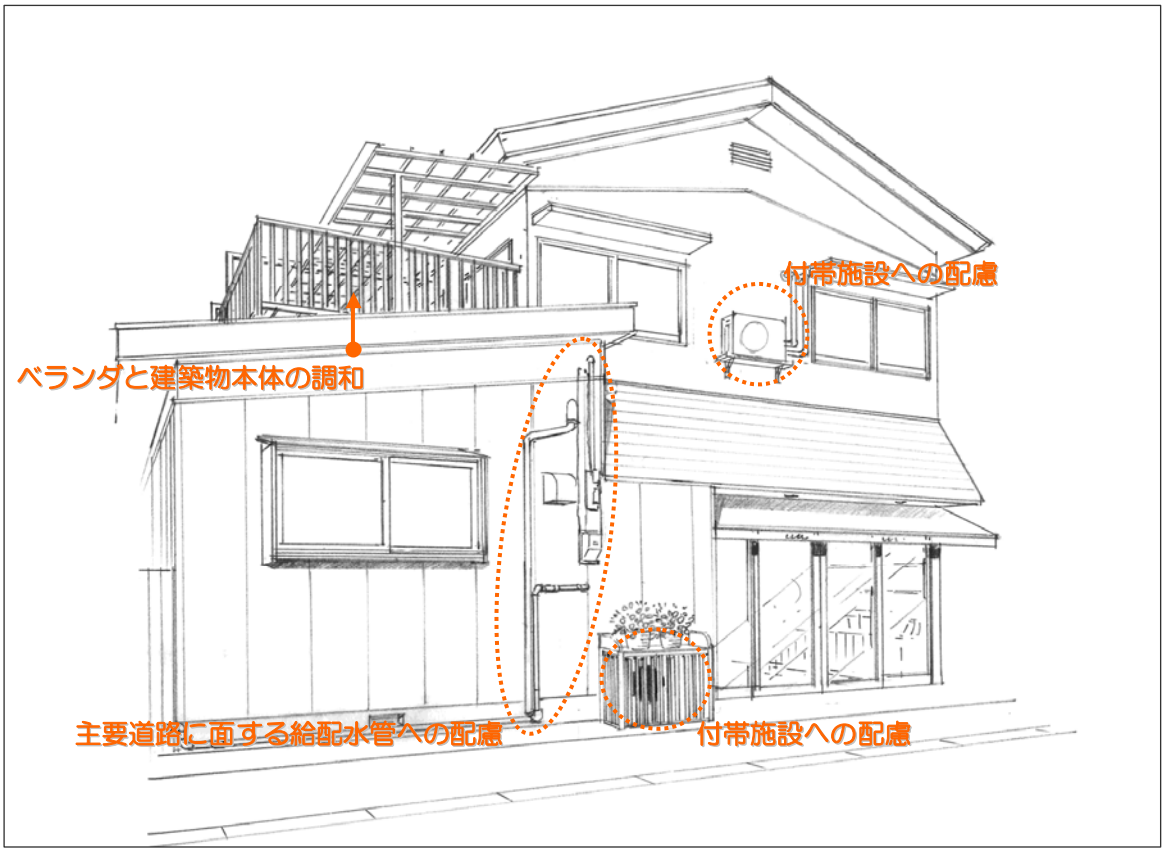
付帯施設への配慮
ベランダと建築物本体の調和
主要道路に面する給配水管への配慮
付帯施設への配慮

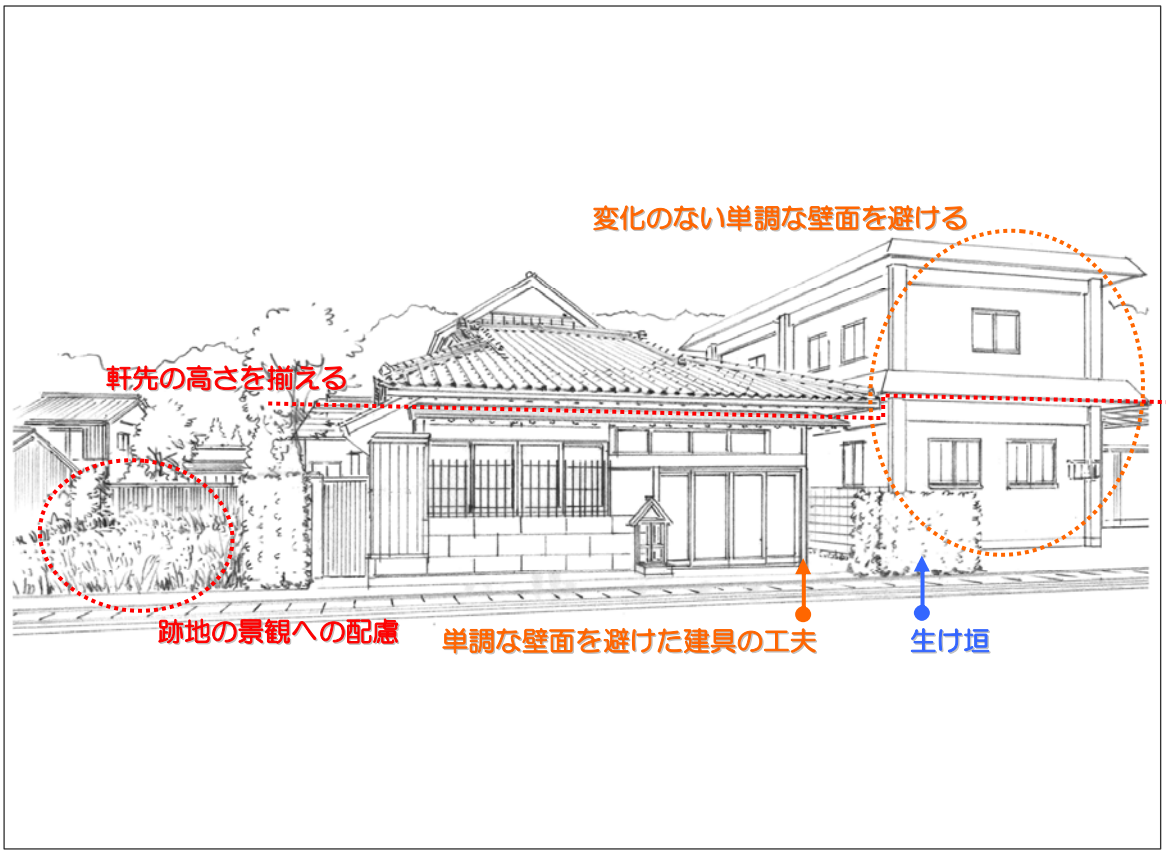
変化のない単調な壁面を避ける
軒先の高さを揃える
跡地の景観への配慮
単調な壁面を避けた建具の工夫
生け垣

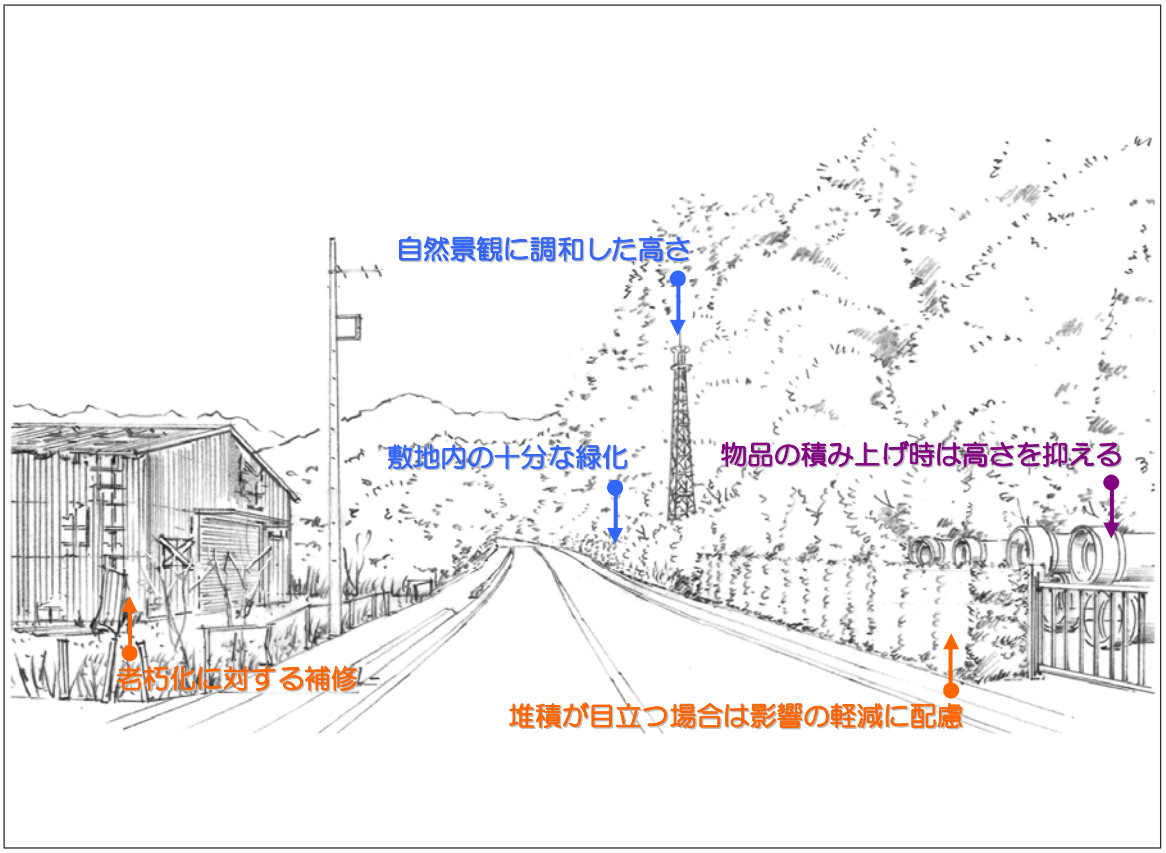
自然景観に調和した高さ
敷地内の十分な緑化
物品の積み上げ時は高さを抑える
老朽化に対する補修
堆積が目立つ場合は影響の軽減に配慮

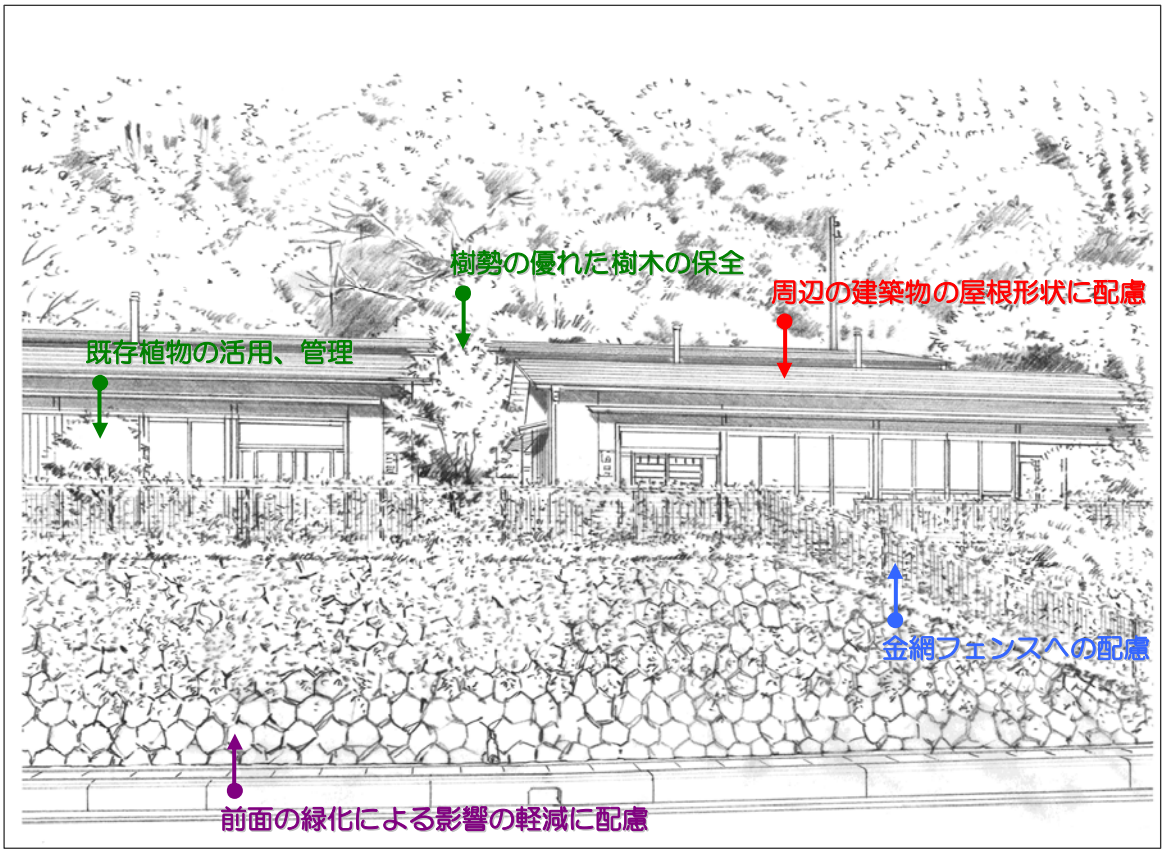
樹勢の優れた樹木の保全
周辺の建築物の屋根形状に配慮
既存植物の活用、管理
金網フェンスへの配慮
前面の緑化による影響の軽減に配慮

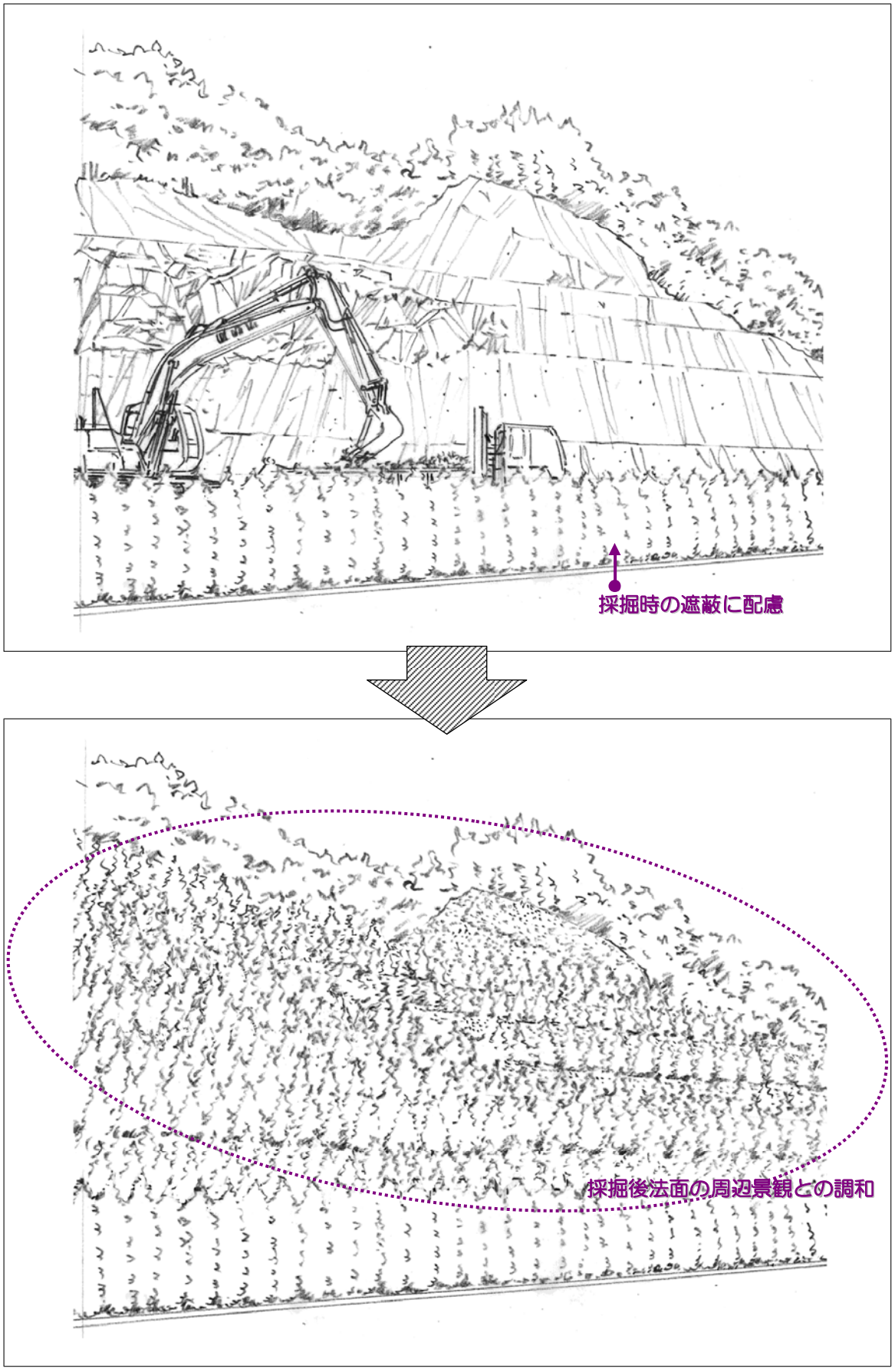
採掘時の遮蔽に配慮
採掘後法面の周辺景観との調和

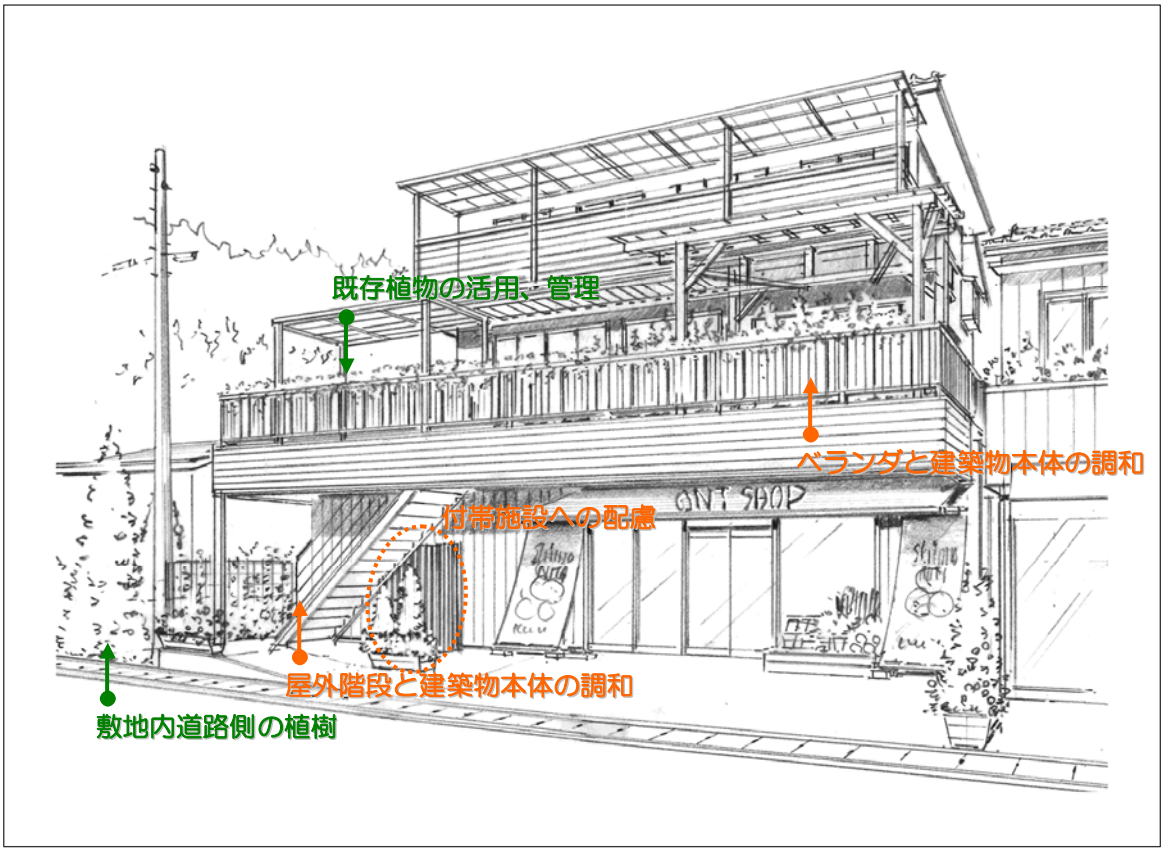

■景観重点区域（荒船風穴周辺地区）

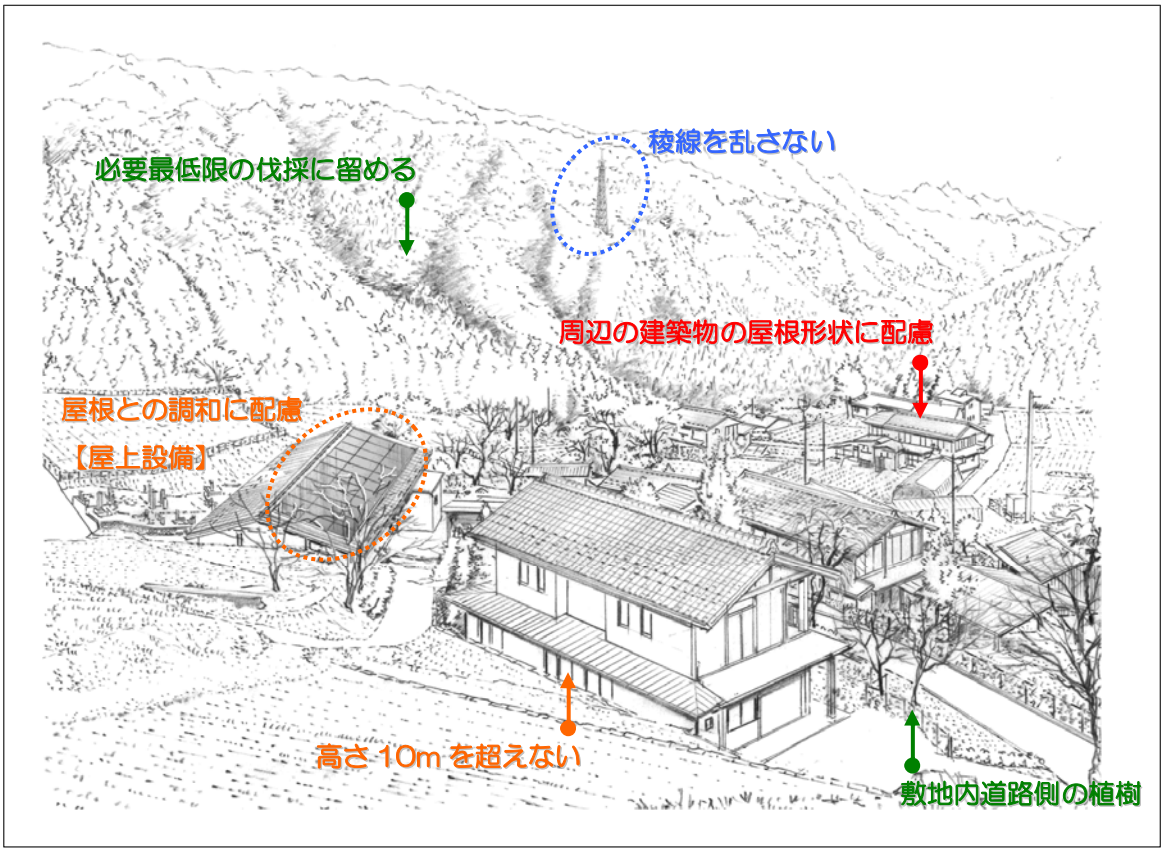

■景観重点区域（本宿地区）

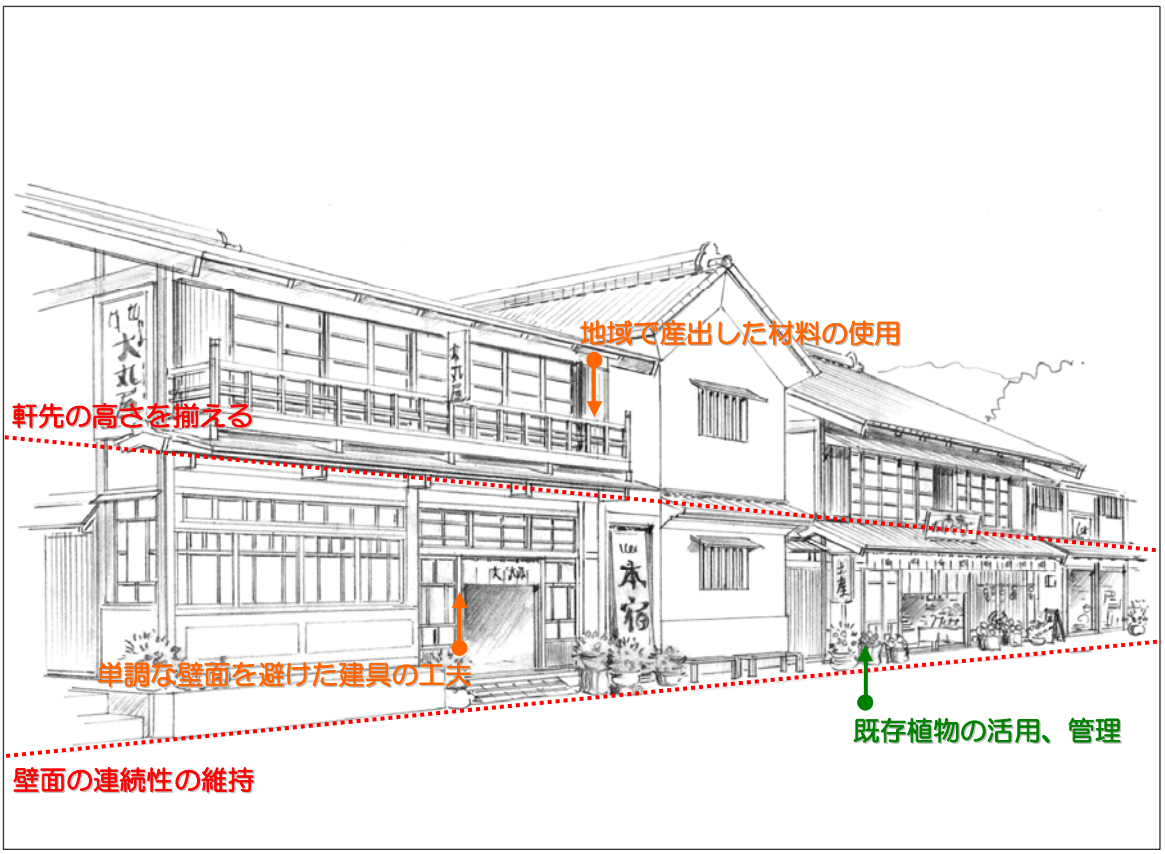
地域で産出した材料の使用
軒先の高さを揃える
単調な壁面を避けた建具の工夫
既存植物の活用、管理
壁面の連続性の維持

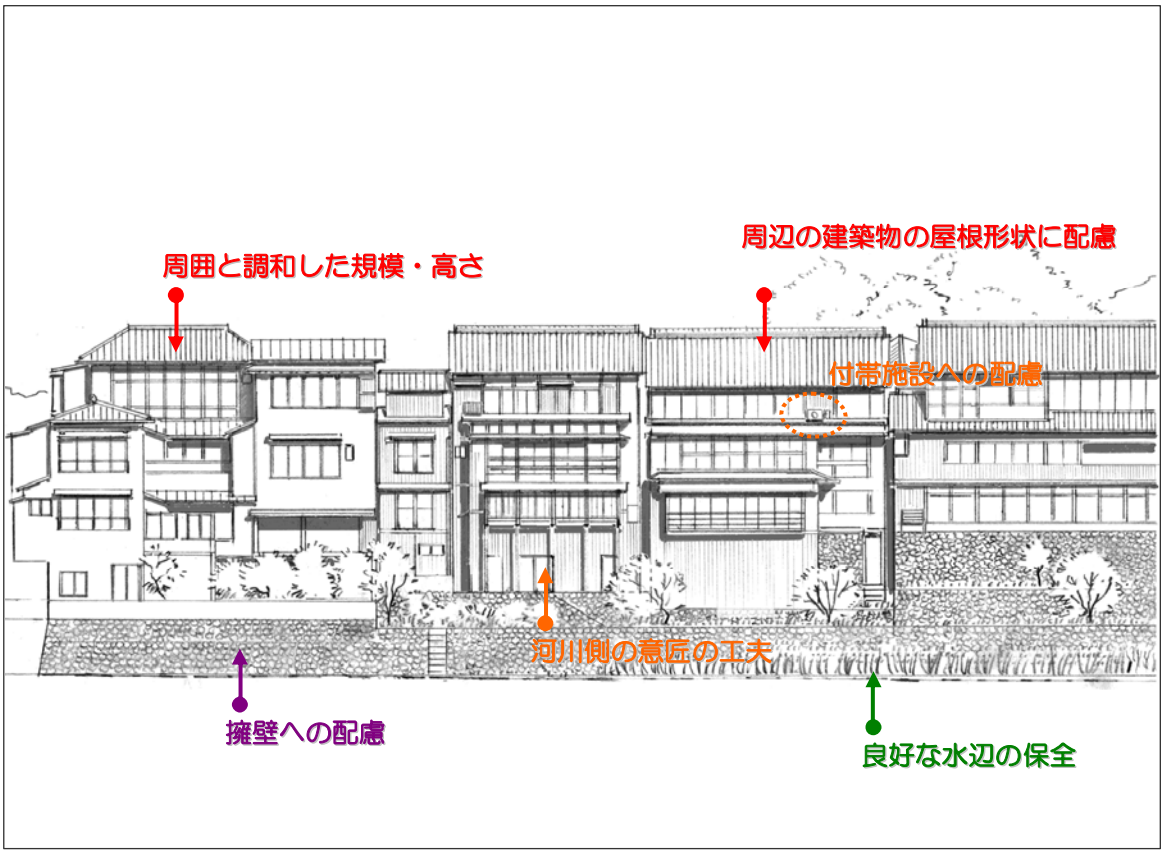
周辺の建築物の屋根形状に配慮
周囲と調和した規模・高さ
付帯施設への配慮
河川側の意匠の工夫
擁壁への配慮
良好な水辺の保全

第５章　景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

５－１　景観重要建造物の指定の方針

歴史的・文化的価値の高い建造物や地域のシンボルとなる良好な景観形成の模範となる建造物で、道路、その他の公共空間から容易に望見でき、所有者・管理者に継続的かつ積極的な保全・管理の意向があるものについて、以下のいずれかに該当する建造物を景観重要建造物として指定する。なお、景観法第 19 条第３項の規定により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については指定しない。

【景観重要建造物の指定の方針】

① 地域の特徴的な景観を生み出すシンボルとなっている。
② 伝統的な様式や個性的な手法で構成・築造されている。
③ 地域住民に広く認識され、親しまれている。
④ 所有者・管理者に継続的な保全の意向がある。
⑤ 今後、地域景観の形成を図るうえで重要な位置づけがある。

◎景観重要建造物のイメージ

□ 里見家住宅主屋
□ 荻野家住宅店蔵
□ 下仁田駅駅舎

□ 里見家住宅主屋

□ 荻野家住宅店蔵

□ 下仁田駅駅舎

５－２　景観重要樹木の指定の方針

地域の歴史風土や潤いある町並みづくりなどの観点からみて、特徴的な樹容や地域のシンボルとなっている樹木で、道路、その他の公共空間から容易に望見でき、所有者・管理者に継続的かつ積極的な保全・管理の意向があるものについて、以下のいずれかに該当する樹木を景観重要樹木として指定する。なお、景観法第 28 条第３項の規定により、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については指定しない。

【景観重要樹木の指定の方針】

① 地域の歴史風土や自然環境との調和等により、その樹容が景観上の特徴を有している。
② 地域住民に広く認識され、親しまれている。
③ 所有者・管理者に継続的な保全の意向がある。
④ 今後、地域景観の形成を図るうえで重要な位置づけがある。

◎景観重要樹木のイメージ

□ 諏訪神社の大ケヤキ

□ 諏訪神社の大ケヤキ

第６章　良好な景観形成に必要な事項

６－１　景観重要公共施設の整備に関する方針

地域の良好な景観を保全・創出するうえで、道路、河川、公園等の公共施設は、住民に親しまれる重要な社会基盤施設でもあり、こうした施設は、地域の景観の軸や拠点となっており、下仁田町の良好な景観を形成するうえで重要な要素となっている。よって、地域の特色ある景観を創出するため、各施設の管理者と協議し、同意を得た施設を順次、景観重要公共施設として指定し、当該地域にふさわしい整備を進める。

【景観重要公共施設の整備に関する方針】

景観重要公共施設	景観形成方針
道　路	□道路内の施設は路線毎に統一感のあるものとする。 □植栽の可能な幹線道路は緑化を推進する。 □道路付属物は周辺又は後背地の景観との調和に配慮する。 □歴史的・伝統的な道筋については、沿道景観と一体となった町並み景観の創出を図る。
河　川	□水辺や広々とした草地等を活用し、貴重な自然景観の保全を図る。 □護岸には自然素材やこれを模したものを用いるなど、自然環境に配慮した景観を形成する。 □緑道の整備等による歩行者空間の確保など、町民に愛着と潤いを感じさせる景観整備を図る。
公　園	□地域の顔となるような緑化等を積極的に行う。 □周囲の景観と調和した施設デザインの形成を図る。 □自然素材の使用に努め、他素材を使用する場合には色彩等に配慮する。

◎景観重要公共施設のイメージ

景観重要公共施設	概　要
道　路	□国道２５４号（姫街道） □国道２５４号 □主要地方道下仁田軽井沢線（姫街道もみじライン） □主要地方道松井田下仁田線／県道上小坂四ツ家妙義線 □主要地方道下仁田浅科線 □本宿地区内の道路（景観重点地区内）
河　川	□鏑　川 □市野萱川

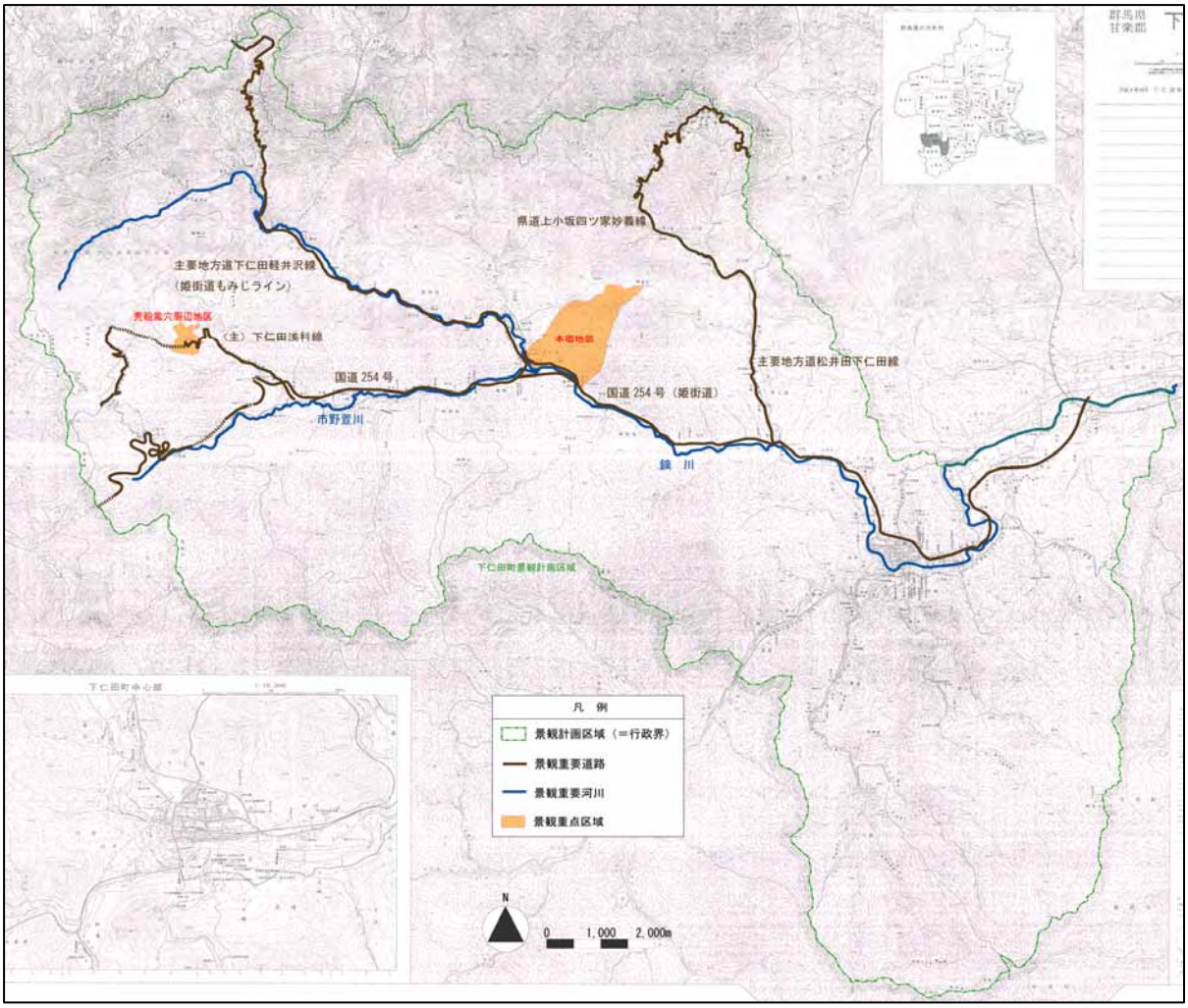

図：景観重要公共施設のイメージ位置図（全体）

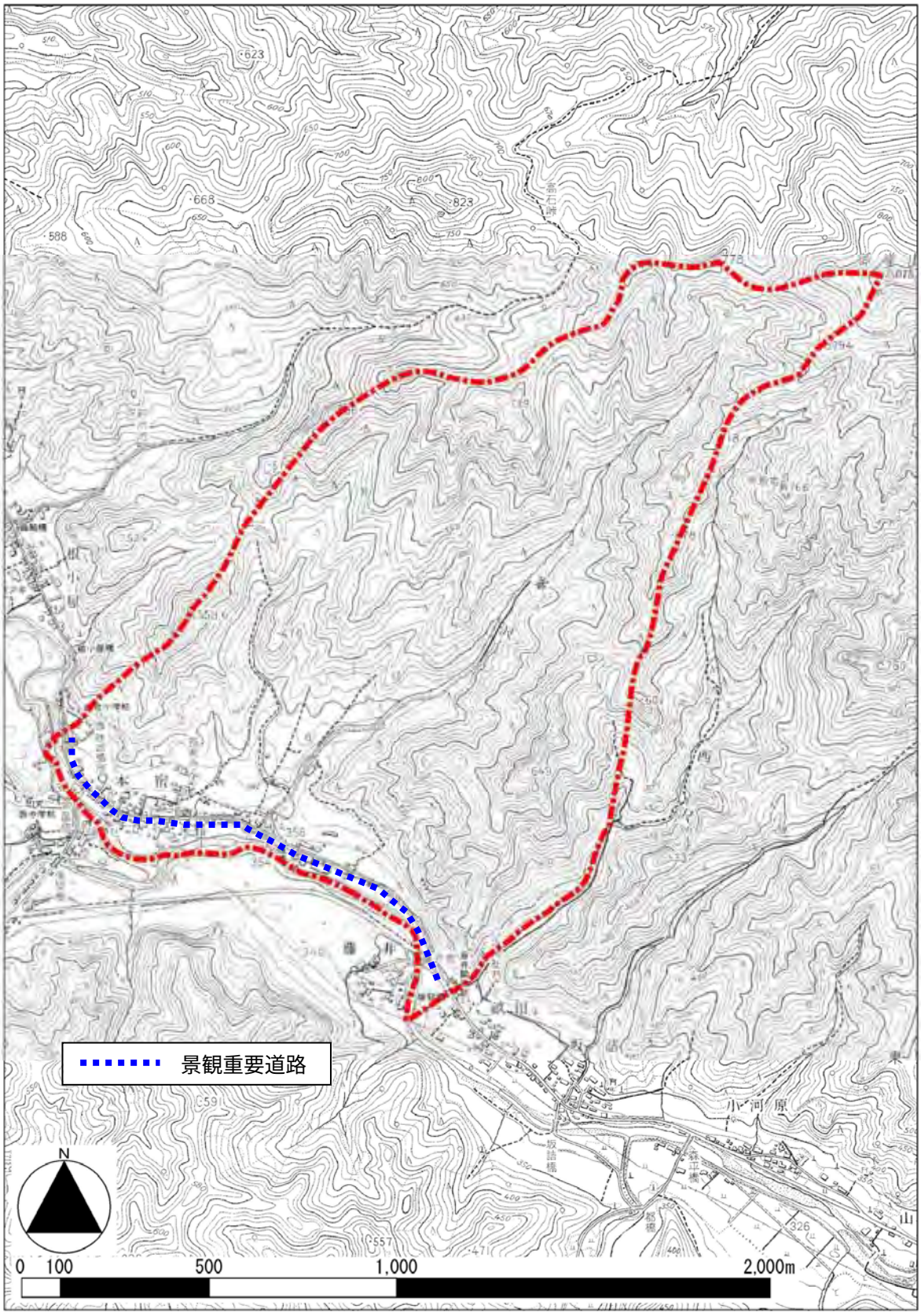

図：景観重要公共施設のイメージ位置図（本宿地区内　景観重要道路）

６－２　屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

（１）基本的事項

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置にあたっては、周辺の景観との調和に十分配慮することとする。

また、屋外広告物の面積や高さ、形状、掲出方法などに関する制限については、「群馬県屋外広告物条例」を参考に、必要に応じて、（仮称）下仁田町屋外広告物条例で定め、規制・誘導を図る。

（２）行為の制限に関する事項

下仁田町景観計画区域における屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置にあたっては、以下の事項に配慮するものとする。

① 街並みの調和や統一感を勘案し、周辺景観への影響に配慮した位置、規模、色彩、デザインとする。
② 歩行者等からの見え方に配慮するとともに、歩行者等の移動を阻害しない位置に掲出する。
③ 屋上広告や壁面広告など建築物に附帯して掲出する屋外広告物については、建築物の外壁と調和した色彩、デザイン及び構造とする。
④ 全国共通のデザインであっても、背景色と図や文字の色の反転などを考慮する。

第７章　景観まちづくりの推進に向けて

７－１　景観まちづくりの推進方策

（１）町民、事業者の景観まちづくりに対する取組みの推進

景観まちづくりの推進に向けて、町民、事業者の景観に対する意識・知識の向上を促すことが重要となる。そのため、本町では、以下のような取組みを進めることとする。

①　景観計画の周知

本町の景観まちづくりの方向性などを共有するため、町のホームページなどで景観計画を公開するとともに、景観計画の概要版の作成、資料の配布などを行い、景観計画の周知を図る。

②　景観学習の充実

町民の景観に対する意識や知識を高めるため、学校教育において景観学習の場を設けるほか、生涯学習において景観まちづくりに関する講座や講演会を開催するなど、景観学習の充実を図る。

③　表彰制度の設立

町民や事業者の景観まちづくりに対する意識・意欲を高めるため、「良好な景観の形成に貢献した町民、事業者」および「特に良好な景観の形成に寄与している建築物、工作物の所有者、設計者、施工者」に対する表彰の制度化を検討する。

④　景観アドバイザーの設置

町民や事業者の景観まちづくりへの取組みを支援するため、景観アドバイザーの設置を検討する。景観アドバイザーは、町民や事業者が景観まちづくりを行う際の指導・助言を行う。また、町民や事業者が景観アドバイザーに相談しやすいように、景観相談日の設定を検討する。

⑤　住民提案制度の周知

町民による景観まちづくりの取組みを推進するため、景観法第 11 条には、景観行政団体である町に対して、景観計画の変更を提案できることとなっている。この市民提案制度の積極的な活用を周知することで、将来的に景観協定の締結など、町民が主体となった景観まちづくりの定着を図る。

（２）景観まちづくりに向けた施策展開

景観まちづくりの推進に向けて、景観法や関連法等に基づく取組みを展開し、より実行力のある制度のもと、下仁田町らしい景観を維持、保全、創出していく必要がある。そのため、本町では、以下のような取組みを進めることとする。

①　景観重点区域の追加指定

下仁田町らしい景観を維持、保全、創出していくため、「荒船風穴周辺地区」、「本宿地区」以外に

も特に重点的に景観形成を図っていくべき地区を景観重点区域に追加指定することを検討する。

景観重点区域の指定は、地元住民の意向を勘案しながら進めることとする。

② 景観重要建造物等の指定

下仁田町らしい景観を維持、保全、創出していくため、本計画で設定した方針に基づき、景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定を検討する。

上記とあわせ、景観重要建造物、景観重要樹木の修復などを支援する国の制度の適用を検討する。

③ 景観地区、準景観地区の指定

景観まちづくりをより積極的に推進するため、景観計画区域または景観重点地区において、より積極的な規制誘導が必要となる場合は、都市計画区域内では都市計画法に基づく景観地区を、都市計画区域外では準景観地区の指定を検討する。

景観地区を指定することにより、建築物の建築等の際に色やデザインについて町の認定が必要になることや、従わない場合は罰則が適用されることになるなど、積極的な規制誘導が可能となる。

④ 景観協定締結の促進

町民主体の景観まちづくりを推進するため、地域住民自らが地域の実情に沿ったきめ細やかなルールを決めることができる景観協定の締結を促進する。また、景観協定の締結に際しては、都市計画法に基づく地区計画等との併用も考慮する。

⑤ 屋外広告物条例、景観農業振興地域整備計画の導入検討

景観まちづくりをさらに推進するため、屋外広告物の表示などの基準を規定する（仮称）下仁田町屋外広告物条例の導入を検討する。

また、下仁田町らしい農村景観の保全と向上を図るため景観農業振興地域整備計画の導入を検討する。

７－２　景観まちづくりの推進体制

（1）景観審議会

良好な景観まちづくりを推進するため、学識経験者等で組織される景観審議会を設置し、景観計画の変更、景観重要建造物・景観重要樹木の指定などを行う際は、景観審議会の意見を聴くこととする。

（2）景観整備機構

良好な景観まちづくりを推進・維持していくため、ＮＰＯ法人などを景観法第 92 条に規定される景観整備機構として指定することを検討する。

景観整備機構は、景観まちづくりに関する町民の取組みを支援すること、景観重要建造物や景観重要樹木の管理を所有者との協定のもとに、行うことなどが可能となる。

（3）景観協議会

町、町民、関係機関などによる協働の景観まちづくりを推進するため、景観法第 15 条に規定されている景観協議会の設置を検討する。景観協議会は、町、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構、観光関係団体、商工関係団体、町民等で構成される。

（4）庁内体制

景観まちづくりを推進するためには、景観を担当する課だけでなく、すべての職員が下仁田町の景観まちづくりの先導役としての立場を認識することが必要である。また、各分野の総合的、一体的な取組みが重要であることから、庁内の横断的な組織・会議を設置するなど、推進体制を強化していくことを検討する。

附　則

この計画は、平成２４年１月１日から施行する。